

第3次日向市ごみ処理基本計画
令和8（2026）年度～令和17（2035）年度

令和8（2026）年3月

日向市

目 次

第1章	基本的事項	1
第1節	計画策定の基本的考え方	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置付け	2
3.	関連計画	3
4.	計画の期間	5
5.	適用範囲	5
第2節	地域の概況	6
1.	位置・地勢	6
2.	気候	6
3.	人口	7
4.	産業構造	8
5.	土地利用	8
第2章	ごみ処理の現況	9
第1節	ごみ処理の体制	9
1.	分別区分	9
2.	収集・運搬	10
3.	中間処理施設	11
4.	最終処分場	12
5.	ごみ処理フロー	12
第2節	ごみ処理の実績	14
1.	ごみ排出量	14
2.	資源化量	16
3.	収集・運搬	17
4.	中間処理	18
5.	最終処分	20
6.	ごみの組成	21
7.	減量化・資源化及び適正処理の取り組み	22
8.	市民アンケート結果	24
第3節	ごみ処理の評価と課題	32
1.	目標値との比較	32
2.	類似自治体との比較	34
3.	評価と課題	35
第3章	ごみ排出量の将来予測	36
第1節	人口の将来予測	36
1.	人口の将来予測の方法	36

2.	予測結果	36
第2節	ごみ排出量の将来予測	37
1.	ごみ排出量の将来予測の方法	37
2.	予測結果	39
第4章	ごみ処理の基本方向	40
第1節	基本方針と目標値の設定	40
1.	計画の将来像	40
2.	基本方針	41
3.	目標値の設定	41
第2節	目標実現に向けた施策	44
1.	施策の体系	44
2.	施策の展開	45
第3節	ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	55
1.	収集・運搬計画	55
2.	中間処理計画	58
3.	最終処分計画	60
第4節	その他ごみ処理に関し必要な事項	61
1.	廃棄物減量等推進審議会及びごみ減量化推進員	61
2.	一般廃棄物処理業許可方針	61
3.	海岸漂着物対策	61
4.	災害廃棄物対策	62
第5節	計画の進行管理	62
資料編	用語集	63
	諮問書	69
	答申書	70
	日向市廃棄物減量等推進審議会規則	71
	日向市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	73

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

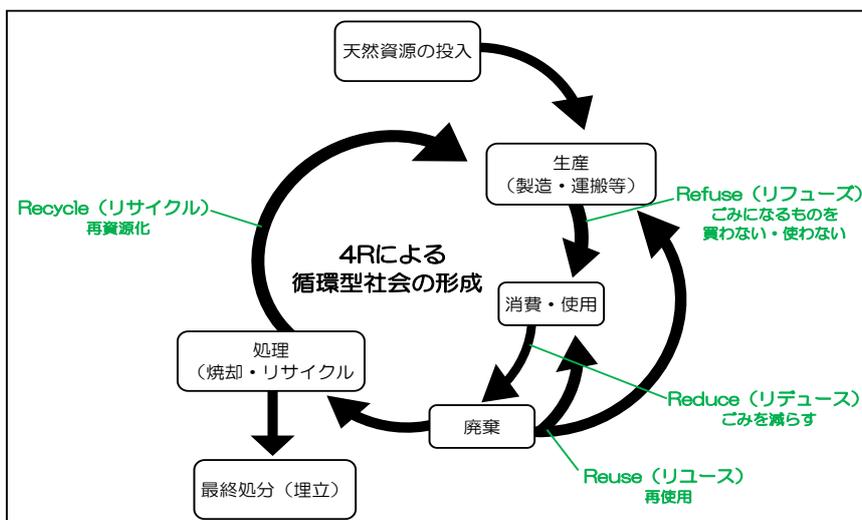
私たちは、これまで大量生産・大量消費型の経済社会システムのもとで快適な暮らしや物質的豊かさを享受してきましたが、それに伴う大量の廃棄物の発生は環境に大きな負荷を与え、天然資源の枯渇や地球温暖化など、地球環境に深刻な影響を及ぼしています。

本市においては、平成18(2006)年に「日向市ごみ処理基本計画(平成18(2006)年度～平成27(2015)年度)」を初めて策定し、その後も計画を見直しなが、市民・事業者・行政が一体となつてごみの排出抑制・減量化・資源化に取り組んできました。特に、平成28(2016)年3月に策定した「日向市ごみ処理基本計画 平成28(2016)年度～令和7(2025)年度」(以下「前計画」という。)では、4R*の考え方を基本に、ごみの減量に努めています。

また、国では2050(令和32)年のカーボンニュートラル*実現に向けて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する基本的な方針」(以下「廃棄物処理基本方針*」という。)の変更や、プラスチックのさらなる資源化を目指した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラスチック資源循環法*」という。)が令和4(2022)年4月に施行されるなど、廃棄物処理を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした社会的・制度的変化や地球環境保全の強化の要請を踏まえ、持続可能な循環型社会*の構築をさらに推進する必要があります。

これらの状況を踏まえ、前計画の計画期間が令和7(2025)年度で終了することから、廃棄物の適正処理による生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るとともに、本市の特性を活かした循環型社会づくりを一層推進し、ゼロカーボンの実現に寄与することを目的として、新たに「第3次日向市ごみ処理基本計画 令和8(2026)年度～令和17(2035)年度」(以下、「本計画」という。)を策定します。

図 1-1 4Rによる循環型社会形成のイメージ

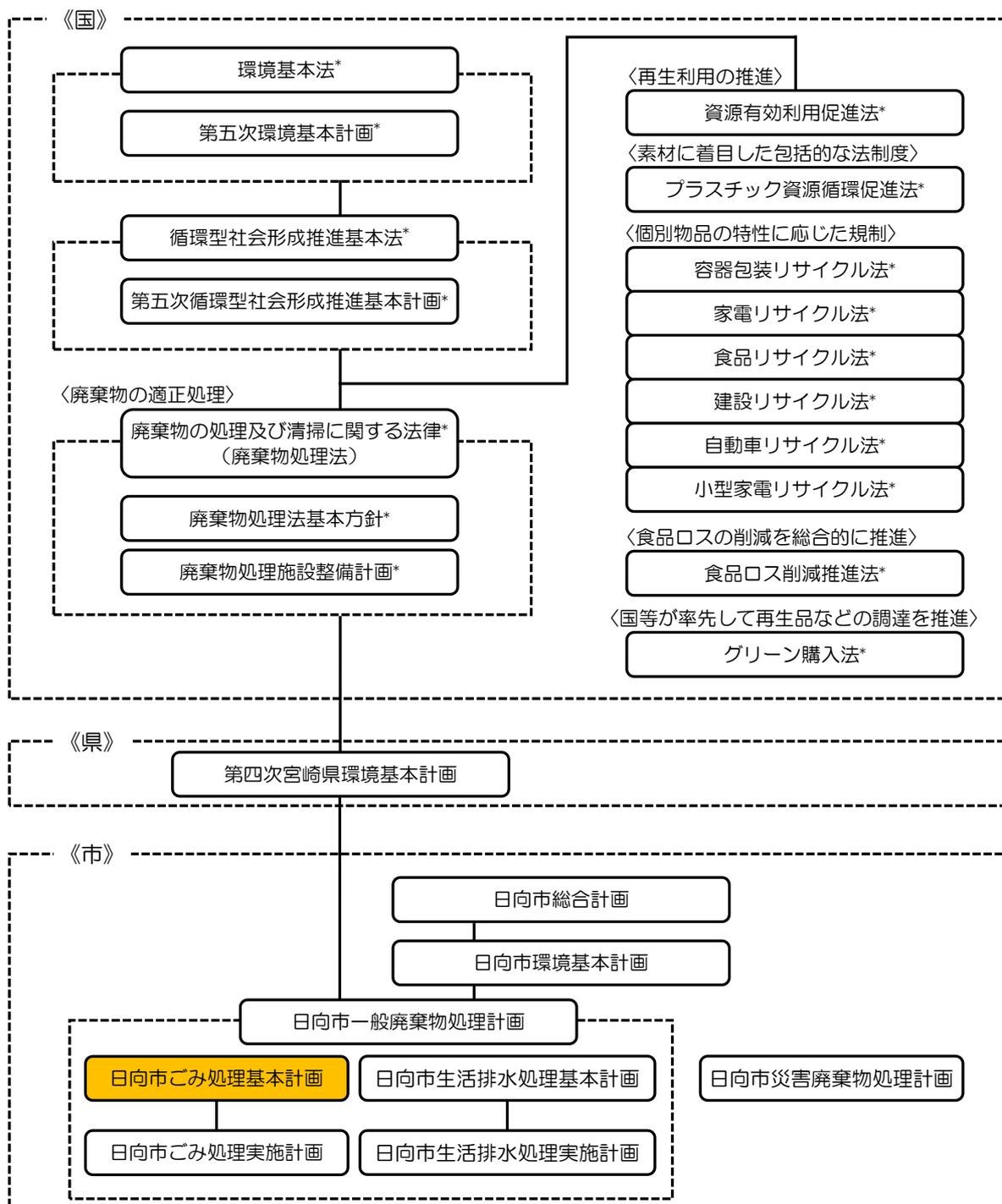


* 用語集参照

2. 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法*」という。）第6条第1項に基づき、市町村における一般廃棄物*の処理に関し、長期的な視点からの基本方針を明確にするとともに、日向市総合計画等の上位・関連計画との整合性を図るものとします。

図 1-2 計画の位置付け



* 用語集参照

3. 関連計画

本計画の上位計画である「日向市総合計画」及び「日向市環境基本計画」の施策体系を示します。

「第3次日向市総合計画」（令和7年（2025）年1月策定）では、環境分野の基本目標を「人と地球に優しく、安全で安心して生活できる災害に強いまち」と定めています。

また、「第3次日向市環境基本計画」（令和7年（2025）3月策定）では、将来像を「未来へつなぐ、みんなでつなぐ、美しいまち ひゅうが」とし、4Rによるごみの減量化・資源化の推進と、安全・安心で安定したごみ処理体制の推進に取り組むことを位置付けています。

本計画は、これらの目標・将来像を踏まえ、ごみ処理に関する施策を一体的に推進していきます。

図 1-3 第3次日向市総合計画（令和7（2025）年1月策定）の施策体系



図 1-4 第3次日向市環境基本計画（令和7（2025）年3月策定）の施策体系

将来像	環境目標	施策の方向性	施策の内容
未来へつなぐ、みんなであつなぐ、美しいまち ひゆうが	地球環境 地球の環境を考え守り、適応していくまち	省エネルギー対策の推進	暮らしにおける省エネルギー対策/事業活動における省エネルギー対策/地域における省エネルギー対策
		再生可能エネルギーの普及拡大	公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入/市内への再生可能エネルギー導入・活用推進
		総合的な地球温暖化対策の推進	吸収源対策/基盤的施策の推進/気候変動への適応
	資源循環 資源を大切にす持続可能なまち	4Rによるごみの減量化・資源化の推進	ごみの発生抑制・再使用の推進/4Rの推進
		安全・安心で安定したごみ処理の推進	ごみの適正処理の推進/安全で適正なごみ処理体制の構築
	自然環境 豊かな自然が生き物を育むまち	森、里山の保全と活用	森林の保全と活用/潤いのある農村地域の形成/環境保全型農業の推進/地産地消の推進
		水質と水辺環境の保全	水源の環境保全/水質保全対策の推進/水辺環境の保全と整備
		生物多様性の保全	動植物の生息、生育環境の保全/定期的なモニタリングの実施
	生活環境 自然と調和した快適に暮らせるまち	環境の監視と保全対策の推進	環境モニタリングの実施/公害防止及び環境保全対策の実施
		快適な都市空間の創造	公園、緑地の整備/土地区画整理、住環境の整備/ユニバーサルデザインの導入
		美しい景観の保全	美しい景観の保全と形成/美化運動の推進
		歴史的、文化的環境の保全と活用	地域の伝統文化や文化財の伝承/芸術文化活動の振興
	協働連携 環境にやさしい協働の取組があるまち	環境学習の推進	環境学習の機会確保/環境情報の提供
		環境保全活動の推進と支援	団体の育成と活動の活性化/人材の育成と活用/協働の体制と仕組みづくり

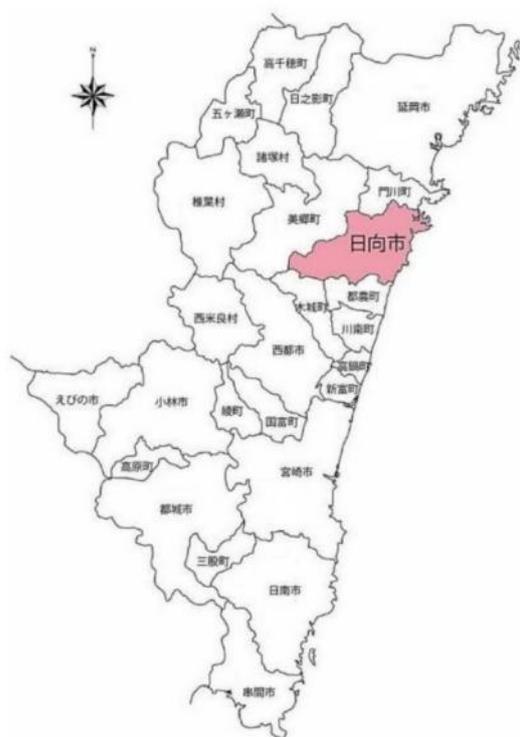
第2節 地域の概況

1. 位置・地勢

本市は、九州の東部、宮崎県の北東部に位置しており、北は門川町、西は美郷町、南は都農町及び木城町に接しています。総面積は336.89km²であり、面積の約76%が山地部となっており、尾鈴山系を南に、日向灘を東に望み、市西部の東郷地区から美々津・幸脇地区を耳川が貫流しています。

また、本市は、日向入郷圏域の交通の要である国道10号が南北に、国道327号及び国道446号が東西に通り、さらに国道10号に並行して東九州自動車道、JR日豊本線が縦断しています。

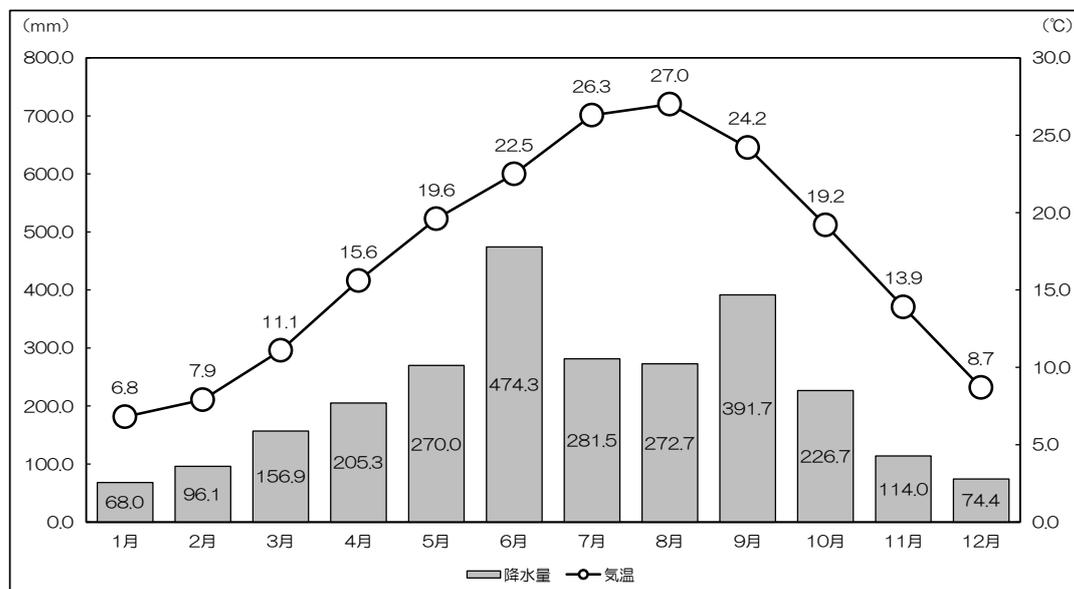
図 1-7 位置図



2. 気候

本市は、年間平均気温が約17度と温暖な気候であり、降雪を見ることはほとんどありません。年間降水量は2,000mmを超えている一方で、日照時間は2,000時間を超えており、晴天に恵まれた地域です。

図 1-8 各月の平均気温と降水量（気象観測統計1991～2020年の平年値）



3. 人口

本市の人口は緩やかな減少傾向にあります。世帯数は概ね横ばいで推移しており、1世帯当たりの人数は減少しています。令和2(2020)年の国勢調査による年齢別・男女別人口では、65歳から74歳の年齢層が最も多く、高齢化が進んでいる状況です。

また、日向市人口ビジョンの独自推計による将来人口予測では、今後も人口減少と少子高齢化が進行し、本計画の最終年度である令和17(2035)年には人口が約51,000人に減少すると見込まれています。さらに、令和32(2050)年には65歳以上の高齢化率が41.1%に達すると予測されており、少子高齢化と人口減少に対応した環境施策の推進が喫緊の課題となっています。

このような人口構造の変化は、ごみの排出量や種類、処理方法にも影響を及ぼすため、計画期間中はこれらの動向を踏まえた適切な対応が求められます。

図 1-9 人口と世帯数の推移 (住民基本台帳各年10月1日時点)

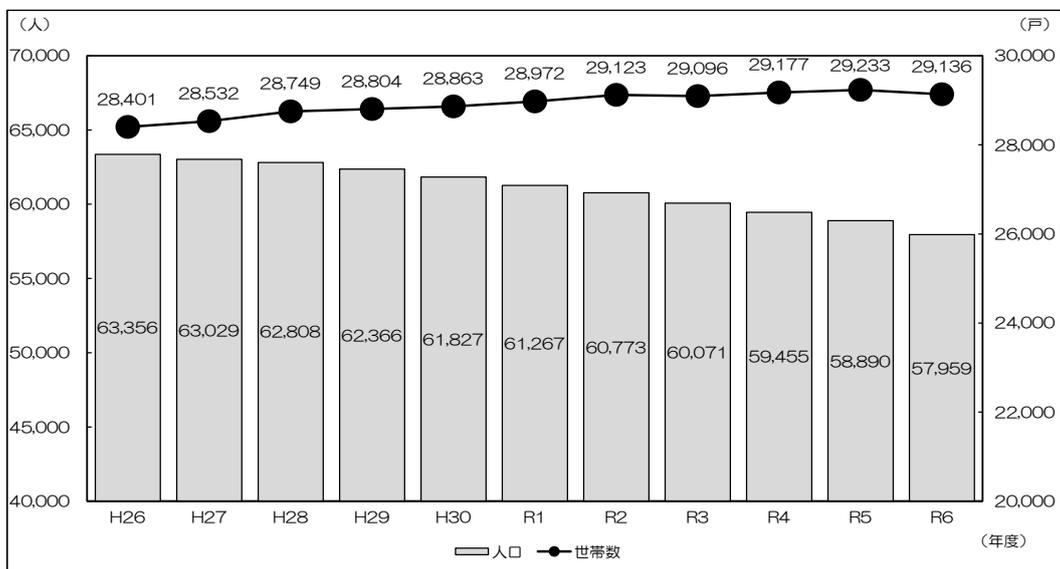
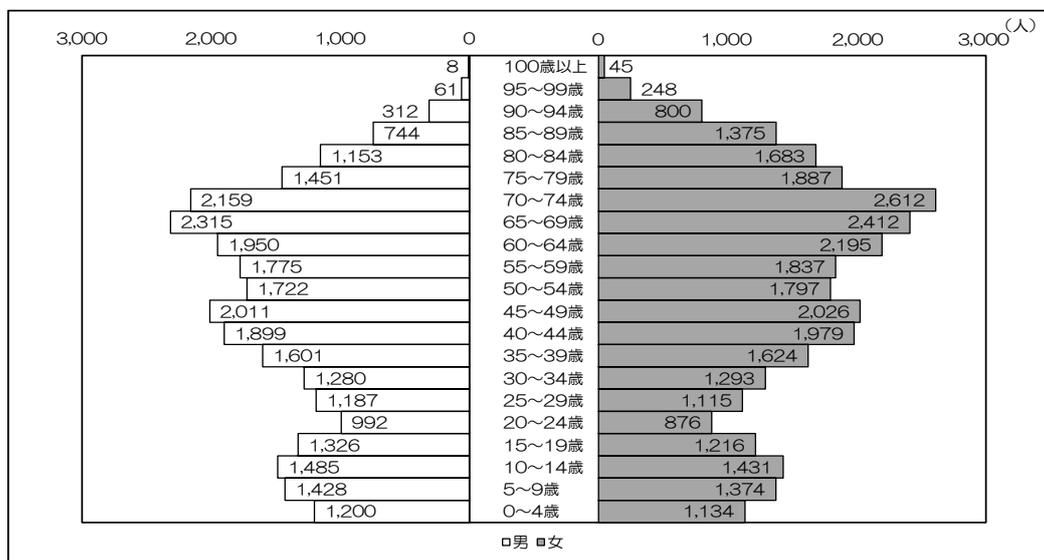


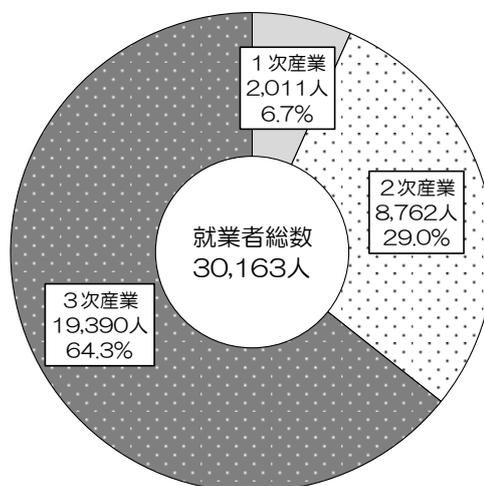
図 1-10 年齢(5歳階級)別男女別人口 (令和2(2020)年国勢調査結果)



4. 産業構造

本市の産業別就業者数を見ると、第1次産業（農林水産業等）が2,011人で6.7%、第2次産業（建設業、製造業等）が8,762人で29.0%、第3次産業（運輸業、小売業、サービス業等）が19,390人で64.3%となっており、第3次産業が大きな割合を占めています。

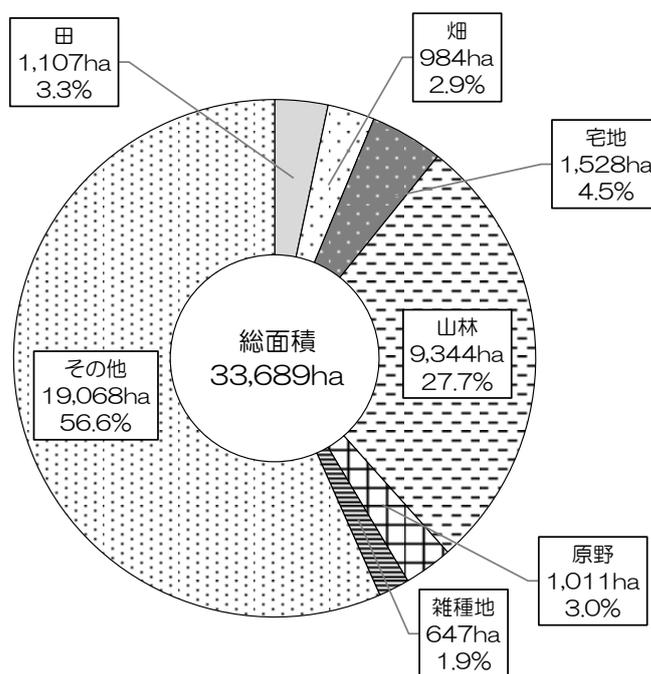
図 1-1 1 産業別就業者数
(令和2(2020)年国勢調査)



5. 土地利用

本市の土地利用を地目別土地面積で見ると、総面積33,689haのうち、田1,107ha(3.3%)、畑984ha(2.9%)、宅地1,528ha(4.5%)、山林9,344ha(27.7%)、原野1,011ha(3.0%)、雑種地647ha(1.9%)、その他(学校用地、公園、墓地、道路、保安林等)19,068ha(56.6%)となっています。

図 1-1 2 地目別土地面積
(統計ひょうが2023年度版 令和5(2023)年1月1日時点)



第2章 ごみ処理の現況

第1節 ごみ処理の体制

1. 分別区分

ごみの分別は、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源物」及び「直接持ち込みごみ（粗大ごみ、一時多量ごみ、剪定枝等）」としています。資源物の分類は以下のとおりです。

また、収集や施設での受け入れができない排出禁止物については、表 2-2 に示すとおりです。

表 2-1 ごみ分別区分

分別区分	主な品目	排出方法・排出容器
燃やせるごみ	台所ごみ、木・草類、皮革・ゴム類、紙・布類（資源物の古紙類・古布類以外のもの）、プラスチック類（資源物のプラスチック製容器包装、ペットボトル以外のもの）、非感染性の在宅医療廃棄物（輸液バッグ、チューブ等）等	15～45Lの完全透明袋
燃やせないごみ	金属類（資源物の缶類以外のもの）、ガラス・陶磁器類（資源物のあきびん以外のもの）、その他複合製品（金属類、ガラス・陶磁器類等と他の素材が複合してできているもので、容易に分離できないもの）等	15～45Lの完全透明袋 ※蛍光灯はケース・紙等で包む ※有害ごみは透明の小袋でも可
	有害ごみ（蛍光管、乾電池、ライター、水銀体温計、モバイルバッテリー、電子たばこ等）	
資源物	プラスチック製容器包装	15～45Lの完全透明袋
	古紙類（4分別）	ひもで十字にしぼる、または紙袋に入れる
	古布類	ひもで十字にしぼる、または15～45Lの完全透明袋に入れる
	あきびん（3分別）	資源物集積所の市のマーク入りコンテナに入れる（東郷地区は15～45Lの完全透明袋に入れる）
	ペットボトル	15～45Lの完全透明袋
	缶類（2分別）	15～45Lの完全透明袋
粗大ごみ	焼却系	直接持込または許可業者へ依頼 ※布団、カーペット等の折り畳めるもの、又は傘等の細長いものは、ひも等で束ねた状態がおおむね1m以下であれば、集積所に持ち出し可
	破碎系	自転車、家電製品等、燃やせないごみのうち、おおむね80cm以上のもの
一時多量ごみ	引越し、樹木の剪定等に伴い、1回に持ち出す量が30kg（おおむね4袋）以上、又は1袋あたり10kg以上となる場合	直接持込
剪定枝	日向市剪定樹木木質バイオマス燃料化事業要綱に基づく、燃料化が可能な剪定枝（ただし、燃料化対象外の剪定枝は、燃やせるごみとする。）	直接持込 ※1回に持ち出す量が30kg（おおむね4袋）以内であれば、集積所に持ち出し可

※1 燃やせるごみ、燃やせないごみのうち、指定袋に入らないもので、粗大ごみ、一時多量ごみに該当しないものは、ひも等で束ねる又は表示の貼付等により集積所に持ち出し可能

※2 犬・猫等の死体は、原則、排出者が処理施設に直接持ち込むものとしますが、直接持ち込みが困難な場合は、事前協議のうえ市が収集運搬することが可能

表 2-2 排出禁止物の種類と処理方法

種類	処理方法
家電リサイクル法の対象家電（冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・テレビ・エアコン・保冷庫・冷温庫）	家電小売店・許可業者への依頼、又は、指定引取場所への持ち込み
二輪車（バイク）	バイクメーカー等が実施している、二輪車リサイクルシステムで処理
小型充電式電池・ボタン電池	電気店等の回収協力店に置いてある回収専用箱
消火器	メーカー団体が実施するリサイクルシステムで処理
感染性の在宅医療廃棄物（注射針・採血用穿刺針・翼状針、カートリッジ・注射筒）	処方された医療機関・調剤薬局
その他処理困難物（土・石、石油類、塗料類、農薬・劇薬・タイヤ・バッテリー、ガスボンベ等）	専門業者、販売店、取扱店等に相談 （一般家庭分の少量の土・石については一部受入）
フロン類使用製品（製氷機、ウォーターサーバー等）	市内のフロン類回収協力業者に回収証明書（有料）を発行してもらい、処理施設に搬入

2. 収集・運搬

家庭系ごみの収集・運搬は、民間事業者へ委託しています。一方、事業系ごみ*については、排出事業者が自らの責任で適正に処理することとし、収集運搬を委託する場合は、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼するものとします。

また、高齢者等のごみの排出が困難な世帯に対しては、市が直営で戸別収集を行う「まごころ収集」を実施しています。

収集箇所数は、令和7（2025）年4月現在で、クリーンステーションが1,544か所、資源物集積所が418か所、古紙集積所（東郷地域のみ）が36か所となっています。

表 2-3 家庭系ごみ収集運搬体制

区分		車両	主体	収集回数	方式
燃やせるごみ		塵芥車 8 台	委託	週 2 回	ステーション
燃やせないごみ		塵芥車 8 台		月 1 回	
有害ごみ				週 1 回	
資源物	プラスチック製容器包装	塵芥車 4 台		月 2 回	
	古紙、古布、あきびん、缶類、ペットボトル	塵芥車 2 台 トラック 2 台			
まごころ収集（令和7年度平均 約 70 世帯）		トラック 2 台	直営	適時	戸別

* 用語集参照

3. 中間処理施設

(1) ごみ焼却施設

本市から排出される燃やせるごみは、日向東臼杵広域連合（構成市町村：日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村）（以下「広域連合」という）が運営する清掃センターにて焼却処理を行っています。



表 2-4 清掃センターの概要

名称	日向東臼杵広域連合 清掃センター
所在地	日向市大字富高 2192 番地
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
処理能力	160 t / 日 (80 t / 24h × 2 炉)
付帯施設	排ガス高度処理施設、灰固形化施設
竣工	平成 3 (1991) 年 3 月

(2) 燃やせないごみ・粗大ごみ・資源物処理施設

ひゅうがリサイクルセンター（以下「リサイクルセンター」という。）では、燃やせないごみや粗大ごみの処理を行うほか、資源物の直接持ち込みを受け付けています。

また、古紙を除く資源物の中間処理*も可能です。

さらに、ペットボトルやプラスチック製容器包装の中間処理機能を備えた民間施設として運営されています。



表 2-5 ひゅうがリサイクルセンターの概要

名称	株式会社 黒田工業 ひゅうがリサイクルセンター
所在地	日向市竹島町 1 番地 86
敷地面積	約 40,000m ²
建築面積	約 10,000m ²
処理対象	一般廃棄物及び産業廃棄物の中間処理、容器包装リサイクル再生事業
操業開始	平成 19 (2007) 年 4 月

* 用語集参照

4. 最終処分場

日向市一般廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」*という。）では、清掃センターにて焼却処理の過程で発生する焼却残さや、リサイクルセンターでの資源化工程で発生する不燃残さの埋立処分を行っています。



表 2-6 日向市一般廃棄物最終処分場の概要

名称	日向市一般廃棄物最終処分場	
所在地	日向市大字富高 1440 番地	
埋立面積	12,700m ²	
埋立容積	127,000m ³	
埋立構造	アスファルトシート＋不透水性土の二重構造	
埋立対象物	焼却残さ、不燃残さ	
浸出水 処理施設	処理能力	300m ³ /日
	処理方式	回転円盤＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭
竣工	平成 12（2000）年 3 月	

5. ごみ処理フロー

令和 7（2025）年 4 月時点のごみ処理フローは次のとおりです。

* 用語集参照

第2節 ごみ処理の実績

1. ごみ排出量

(1) ごみ総排出量と1人1日当たりごみ排出量

本市の過去10年間におけるごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移は、図2-2、図2-3のとおりです。全体としては概ね減少傾向にあり、特に令和5(2023)年度以降は大幅な減少が見られます。

排出形態別では、家庭系ごみは平成29(2017)年度まで減少傾向でしたが、平成30(2018)年度と令和元(2019)年度に増加し、その後は再び減少しています。事業系ごみは多少の増減はあるものの、全体的には減少傾向が続いています。

1人1日当たりごみ排出量は、平成27(2015)年度から平成29(2017)年度にかけて減少傾向が続きましたが、平成30(2018)年度と令和元(2019)年度にわずかに増加し、その後は概ね横ばいで推移していました。しかし、令和5(2023)年度及び令和6(2024)年度は大きく減少しており、10年間で最も低い水準となっています。

なお、種類別・排出形態別の1人1日当たりのごみ排出量については、表2-7に示しています。

図2-2 ごみ排出量の推移

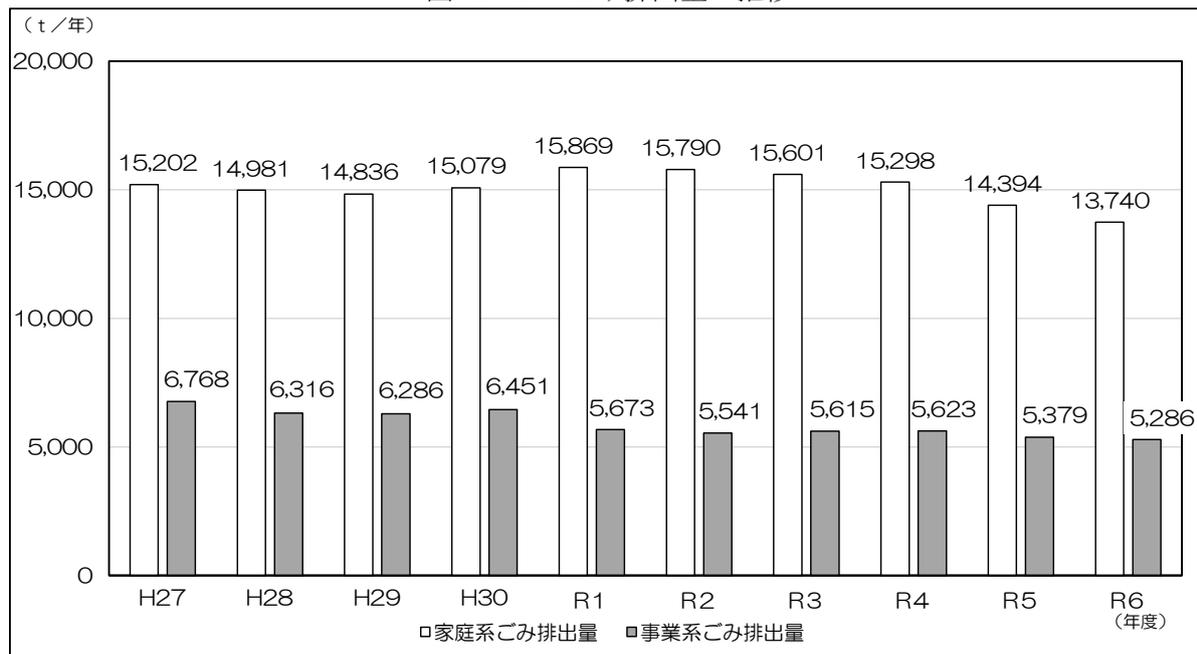
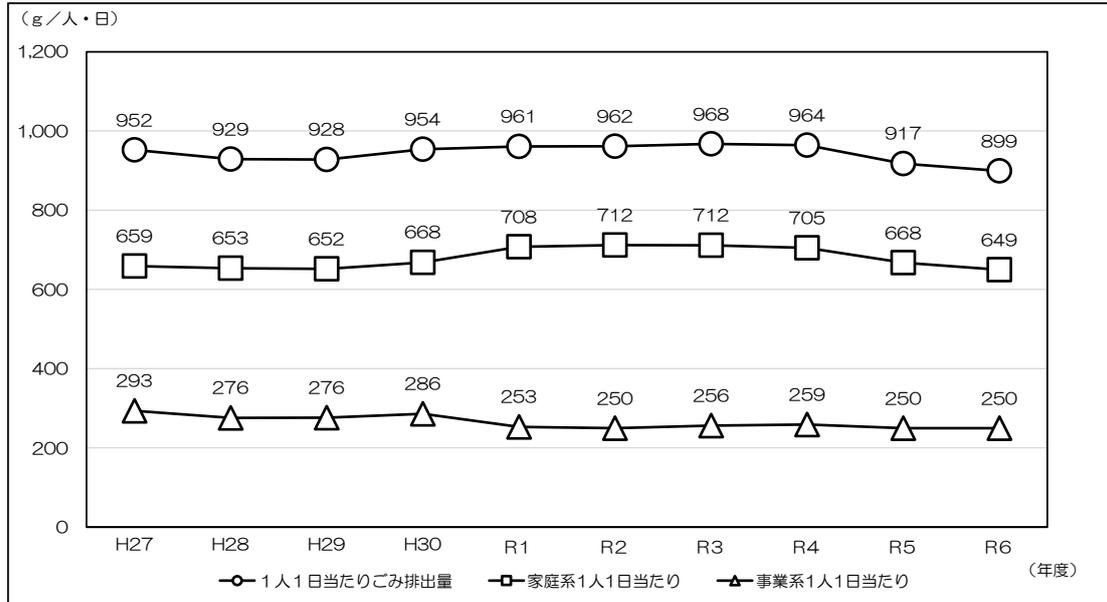


表2-7 1人1日当たりごみ排出量の推移

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
		1人1日当たり (g/人・日)	952	929	928	954	961	962	968	964	917
家庭系 (g/人・日)	659	653	652	668	708	712	712	705	668	649	
燃やせるごみ (g/人・日)	469	466	468	489	499	497	503	501	477	467	
燃やせないごみ・粗大ごみ (g/人・日)	37	39	39	38	54	62	59	55	53	51	
資源物 (g/人・日)	152	148	145	141	155	153	149	149	137	131	
事業系 (g/人・日)	293	276	276	286	253	250	256	259	250	250	
燃やせるごみ (g/人・日)	244	230	230	254	252	249	255	258	249	249	
燃やせないごみ・粗大ごみ (g/人・日)	10	7	8	13	0	0	0	0	0	0	
資源物 (g/人・日)	39	39	39	19	1	1	1	1	1	1	

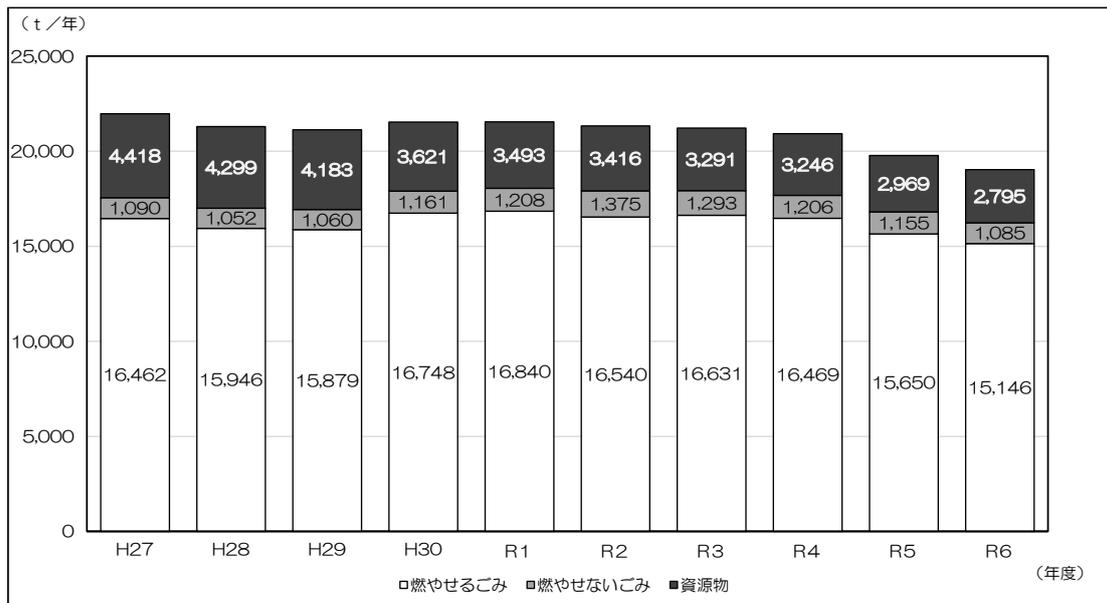
図 2-3 1人1日当たりごみ排出量の推移



(2) ごみの種類別発生量

ごみの種類別発生量の推移は図 2-4 のとおりです。燃やせるごみは、平成 29 (2017) 年度まで減少傾向が続いていましたが、平成 30 (2018) 年度と令和元 (2019) 年度に一時的に増加し、その後は再び減少傾向にあります。燃やせないごみは、年度によって多少の増減はあるものの、概ね横ばいの状態が続いています。資源物については、全体的に減少傾向がみられ、特に令和 5 (2023) 年度に大幅な減少があり、令和 6 (2024) 年度も減少が続いています。

図 2-4 ごみ種類別発生量の推移



2. 資源化量

本市では、アルミ缶・あきびん・古紙類を対象とした資源回収事業を開始して以来、計画的に分別の対象品目を拡大してきました。

回収した資源物は不適物を除去したうえで、あきびん・ペットボトル・プラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法*に基づき再商品化事業者へ引き渡し、古紙類・缶類は市内のリサイクル事業者へ売却しています。その他にも、古布類は固形燃料化するなど、それぞれ適切にリサイクル*しています。

さらに、これまで資源化してきた乾電池に加え、蛍光管や使用済小型家電についても、燃やせないごみから選別・回収し、リサイクル事業者へ引き渡しています。

総資源化量及び資源化率の推移は図 2-5 のとおりで、平成 27 (2015) 年度から令和 6 (2024) 年度までの間で共に減少傾向にあります。品目別資源化量の推移は表 2-8 に示しています。

図 2-5 総資源化量と資源化率の推移

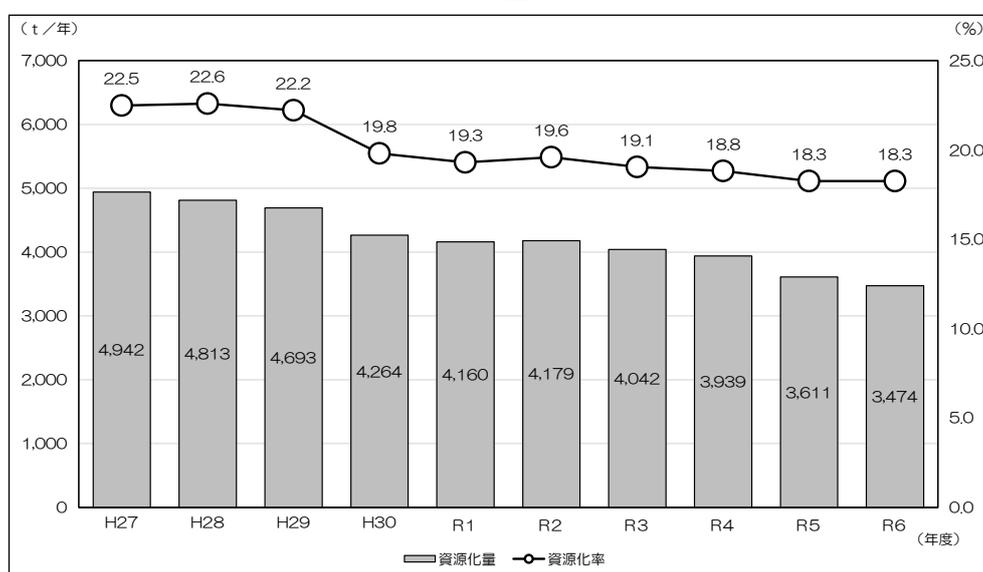


表 2-8 品目別資源化量の推移

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
古紙類	(t)	2,128	1,969	1,869	1,795	1,689	1,568	1,488	1,450	1,309	1,188
古布類	(t)	294	270	279	277	297	308	290	268	251	234
金属類	(t)	471	476	453	545	573	660	619	560	516	512
ガラス類	(t)	376	363	363	359	340	335	333	326	309	301
ペットボトル	(t)	158	158	168	168	173	180	180	180	188	185
プラスチック製容器包装	(t)	565	554	571	560	571	587	582	573	580	579
草木類	(t)	658	722	701	222	186	182	150	185	100	86
その他	(t)	291	301	289	338	331	360	400	397	359	389
合計	(t)	4,942	4,813	4,693	4,264	4,160	4,179	4,042	3,939	3,611	3,474
	リサイクル率 (%)	22.5	22.6	22.2	19.8	19.3	19.6	19.1	18.8	18.3	18.3

* 用語集参照

3. 収集・運搬

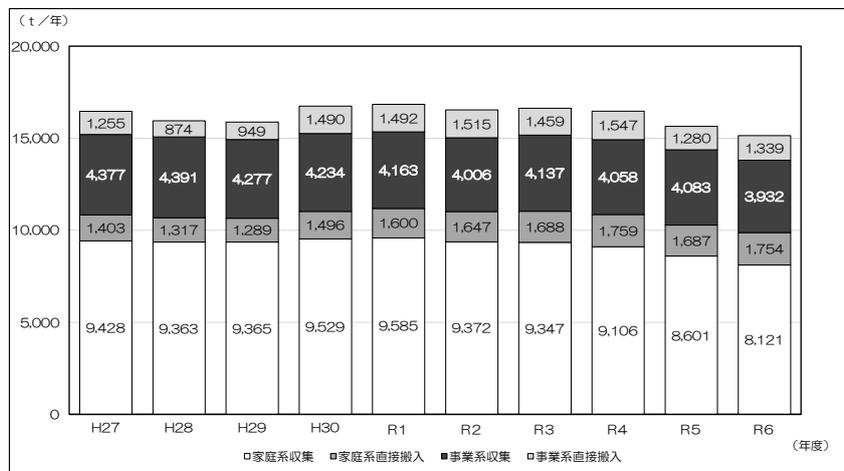
(1) 燃やせるごみ

燃やせるごみの排出量の推移は、図 2-6 のとおりです。

家庭系ごみの収集量は、平成 27 (2015) 年度から令和 4 (2022) 年度までは概ね横ばいで推移していますが、令和 5 (2023) 年度と令和 6 (2024) 年度で大幅に減少しています。家庭系ごみの直接搬入量は、全体としては多少の変動を伴いながらも、緩やかな増加傾向が見られます。

事業系ごみの収集量は、全体的に緩やかな減少傾向にあります。事業系ごみの直接搬入量は、年度によって若干の増減がありますが、概ね横ばいで推移しています。

図 2-6 燃やせるごみ排出量の推移

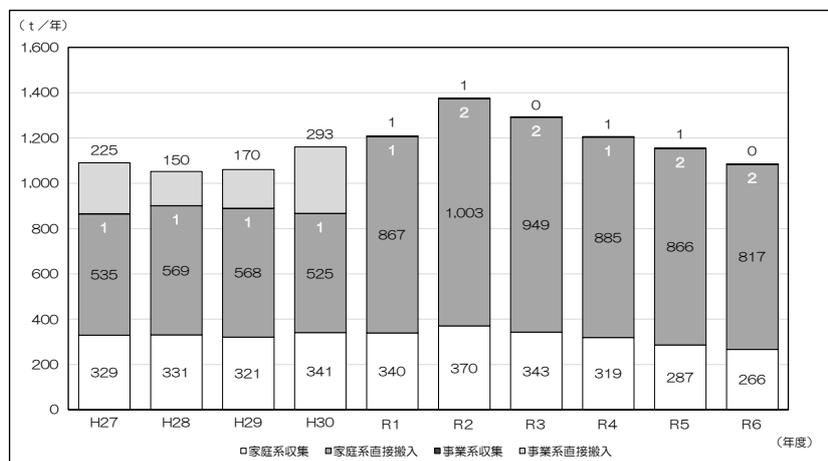


(2) 燃やせないごみ

燃やせないごみの排出量の推移は図 2-7 のとおりです。家庭系ごみの収集量は、令和元 (2019) 年度までは概ね横ばいで推移していましたが、令和 2 (2020) 年度に増加し、その後減少傾向となっています。一方、事業系ごみの収集量は概ね横ばいで推移しています。

なお、令和元 (2019) 年度の家庭系ごみ及び事業系ごみの直接搬入量における大きな変動については、それまでの按分率による推計値から実測値に変更したことが主な要因です。

図 2-7 燃やせないごみ排出量の推移

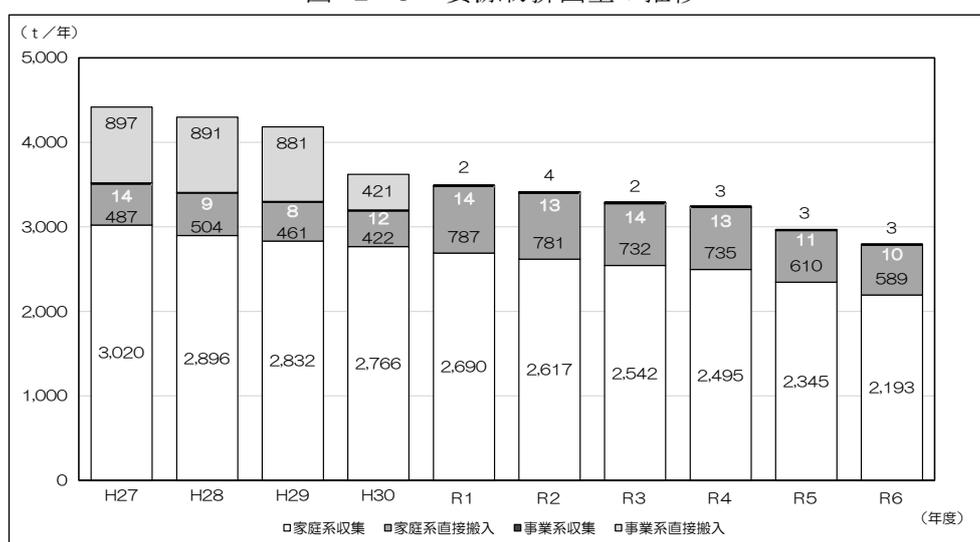


(3) 資源物

資源物の排出量の推移は図 2-8 のとおりです。家庭系ごみの収集量は減少傾向もあり、事業系ごみの収集量は概ね横ばいで推移しています。

なお、令和元(2019)年度の家庭系ごみ及び事業系ごみの直接搬入量の大きな変動については、それまでの按分率による推計値から実測値に変更したことが主な要因です。

図 2-8 資源物排出量の推移

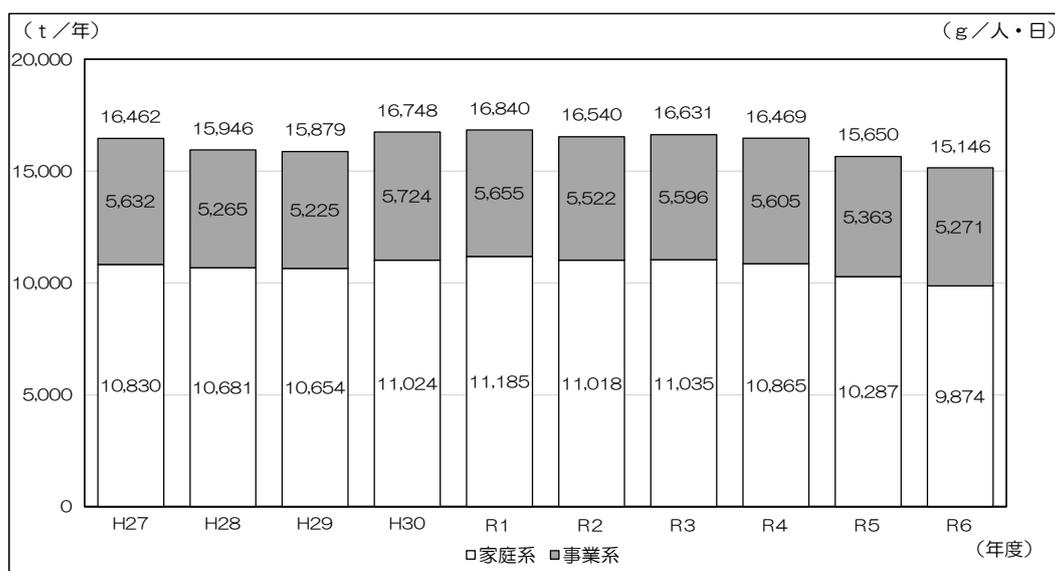


4. 中間処理

(1) 直接焼却量

清掃センターでの焼却量の推移は図 2-9 のとおりです。燃やせるごみの排出量と同様に、平成 30 (2018) 年度及び令和元 (2019) 年度に一時的に増加した後は減少傾向にあります。

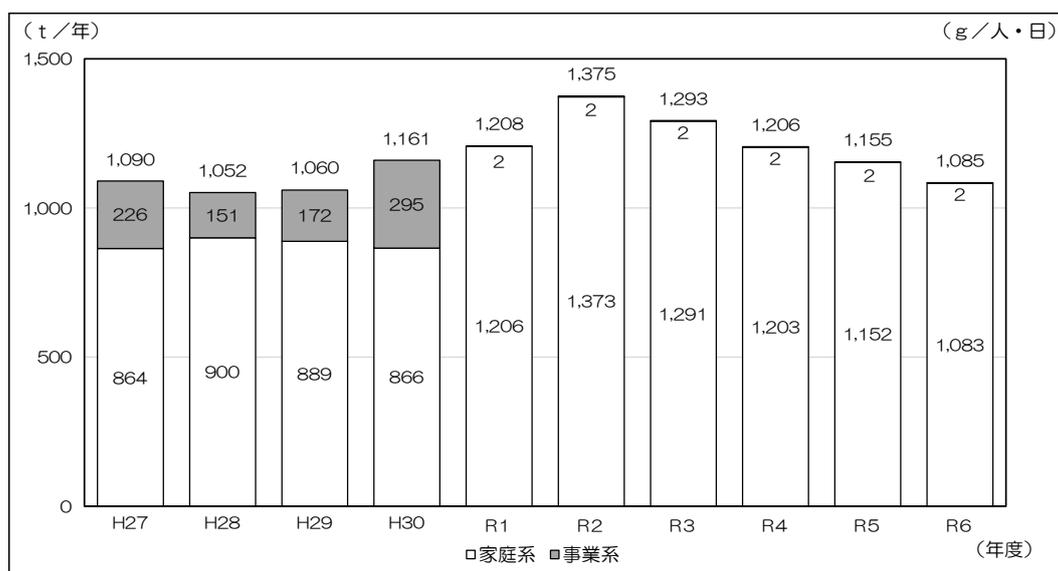
図 2-9 直接焼却量の推移



(2) 破碎処理量

リサイクルセンターでの燃やせないごみと粗大ごみの破碎処理量の推移は図 2-10 のとおりです。平成 30(2018)年度から令和 2 (2020) 年度にかけて増加していますが、その後は減少傾向となっています。なお、令和元(2019)年度の事業系ごみ処理量の大幅な減少は、それまでの按分率による推計値から実測値に変更したことが主な要因です。

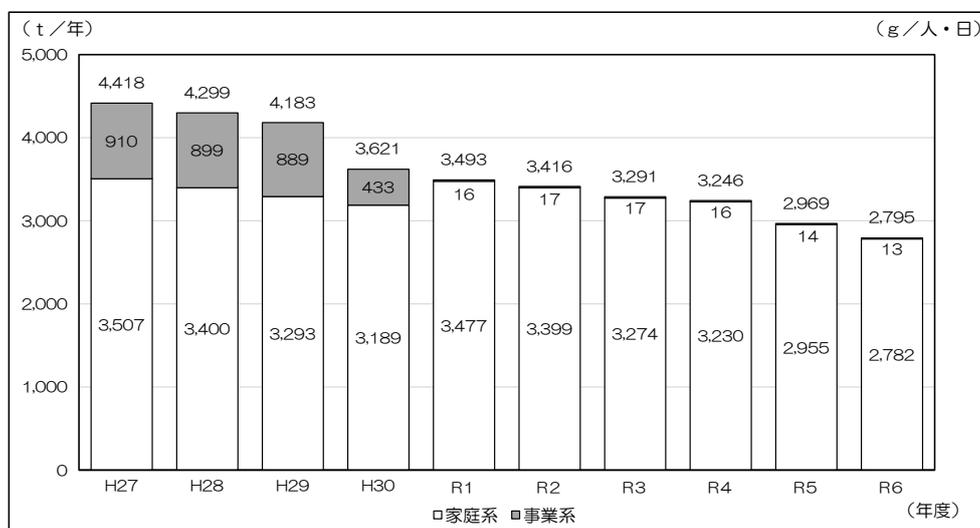
図 2-10 破碎処理量の推移



(3) 資源化処理量

リサイクルセンター及び古紙類・缶類の再生事業者での資源化処理量の推移は図 2-11 のとおりです。資源化処理量は減少傾向となっており、令和元(2019)年度の事業系ごみ処理量の大きな減少については、それ以前の按分率による推計から実測に変更したことによります。

図 2-11 資源化処理量の推移



5. 最終処分

最終処分場での埋立による最終処分量と最終処分率の推移は図 2-12 のとおりです。処分量には多少の増減がありますが、全体としては概ね横ばいの傾向となっています。

また、広域連合の構成市町村全体における最終処分量と埋立容積、ならびに最終処分場の残容量は表 2-9 のとおりです。

図 2-12 最終処分量と最終処分率の推移

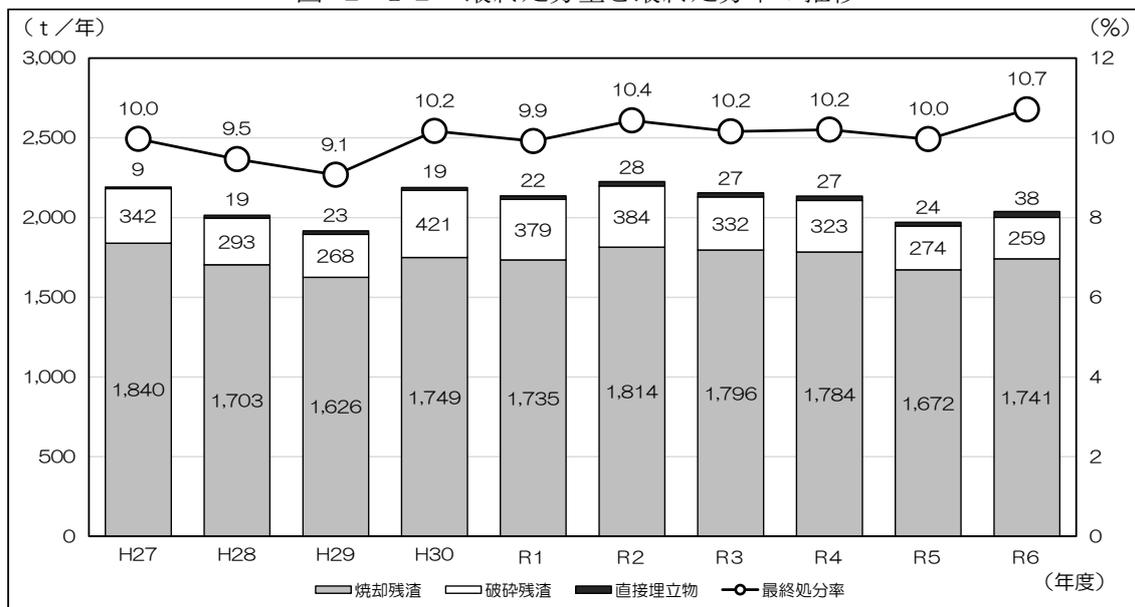


表 2-9 日向市一般廃棄物最終処分場の年度別埋立重量・容積及び残容量の推移

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
焼却灰 (t)		2,567	2,571	2,291	2,394	2,421	2,534	2,499	2,472	2,328	2,432
不適物等 (t)		9	19	22	16	22	28	27	27	23	38
汚泥 (t)		361	341	300	261	310	268	245	250	259	253
破碎可燃物 (t)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
破碎不燃物 (t)		573	479	444	701	517	520	501	507	414	398
合計 (t)		3,510	3,410	3,057	3,372	3,270	3,350	3,272	3,256	3,024	3,121
埋立容積 (m ³)		3,616	3,209	3,512	3,989	2,935	2,577	2,887	3,170	2,117	2,136
残容量 (m ³)		64,920	61,711	58,199	54,210	51,275	48,698	45,811	42,641	40,524	38,388

6. ごみの組成

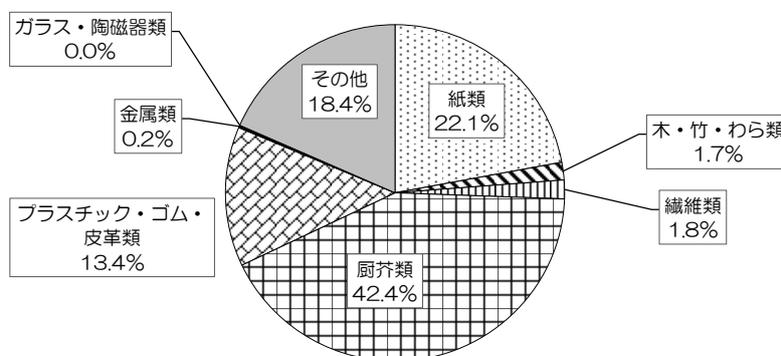
本市では、家庭から排出される燃やせるごみに資源物がどの程度混入しているかを確認する組成調査を年次的に実施し、排出実態から見えるごみの減量化・資源化の可能性を検証しています。令和6（2024）年度の調査結果は以下のとおりです。

なお、燃やせないごみや資源物は、民間施設にて選別による中間処理を行っているため、組成調査が困難であり、検証の対象外としています。

（1）組成比率

燃やせるごみの組成比率は図 2-1 3 のとおりです。厨芥類^{ちゅうがいりい}*が約 42%と最も多く、次いで紙類、プラスチック・ゴム・皮革類、繊維類、木・竹・わら類、金属類の順に多くなっています。

図 2-1 3 燃やせるごみの組成比率（重量）



（2）分別状況

燃やせるごみへの混入状況は図 2-1 4 のとおりで、14.0%が資源物となっています。また、燃やせるごみに混入する資源物の内訳は表 2-1 0 のとおりです。

図 2-1 4 燃やせるごみへの混入状況

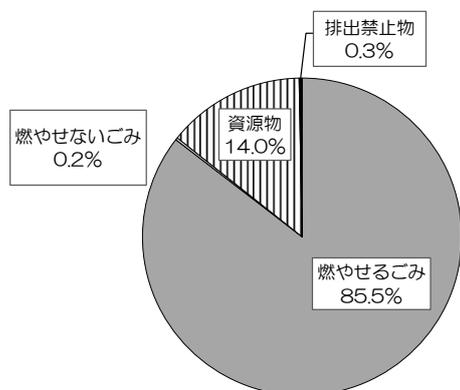


表 2-1 0 燃やせるごみに混入する資源物の品目別割合

資源物の品目別割合 (%)	
ダンボール	0.19
紙バック	0.26
その他の紙（紙製容器包装）	2.93
新聞・折込チラシ	0.85
雑誌・その他の紙	2.95
古布類	1.51
ペットボトル	0.08
発泡トレイ	0.25
発泡スチロール	0.00
レジ袋	0.03
プラスチック製容器包装	4.91
スチール缶・アルミ缶	0.02
カセットボンベ・スプレー缶	0.01
合計	13.99

* 用語集参照

7. 減量化・資源化及び適正処理の取り組み

(1) 使用済み小型家電回収の拡充

令和元（2019）年度から、「使用済み小型家電」としてパソコンの受け入れを開始（リサイクルセンターへの持ち込みに限る）し、資源物回収の拡充に取り組んでいます。

使用済み小型家電の回収状況は、表 2-1 1 のとおりです。

表 2-1 1 使用済み小型家電の回収状況

項目\年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
携帯電話 (kg)	197	423	0	229
パソコン (kg)	5,114	4,866	3,230	4,169
アダプタ付コード (kg)	1,882	1,727	820	2,122
その他 (kg)	9,649	9,284	5,126	7,429
二次電池 (kg)	200	594	591	595
合計 (kg)	17,042	16,894	9,767	14,544

(2) 生ごみ減量化の推進

生ごみの減量化・堆肥化を推進するため、コンポスト（屋外で生ごみを堆肥化する容器）や、EMバケツ（屋内で生ごみを堆肥化する容器）、生ごみカラット（生ごみを乾燥する容器）の貸与を継続して実施しています。家庭用生ごみ処理容器の貸与状況は、表 2-1 2 のとおりです。これにより、生ごみの資源化を促進し、環境負荷の軽減を図っています。

表 2-1 2 家庭用生ごみ処理容器の貸与状況

項目\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
コンポスト容器 (基)	91	44	33	56	43
EMバケツ (個)	15	11	7	8	19
生ごみカラット (個)	4	1	1	2	3

(3) 適正排出指導

ごみの適正な分別排出を促すため、分別ルールが守られずに排出された家庭系ごみや事業系ごみについては、排出者への戸別訪問による啓発指導を行っています。戸別訪問啓発件数は、表 2-1 3 のとおりです。

表 2-1 3 戸別訪問啓発件数

項目\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭系 (件)	250	616	2,455	2,728	1,832
事業系 (件)	51	38	67	48	63

(4) 事業系ごみの適正処理

産業廃棄物*と事業系一般廃棄物*の分別を徹底するため、手引書を作成・配布し周知を図っています。

また、収集車両の内容物検査や排出事業所及び許可業者*への立入検査、収集運搬業担当者向けセミナー、排出事業所への出前講座なども実施しています。

(5) 不法投棄対策

市内全域において定期的に不法投棄の巡回監視を実施し、関係機関と連携しながら、不法投棄箇所の把握や投棄者の調査・指導、回収処理を行っています。不法投棄ごみの回収状況は、表 2-14 のとおりです。

表 2-14 不法投棄されたごみの回収状況

項目\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
テレビ (台)	3	0	2	0	8
冷蔵庫 (台)	3	0	1	0	2
エアコン (台)	1	0	0	0	0
洗濯機 (台)	1	0	0	0	1
自転車 (台)	2	1	3	8	10
タイヤ (本)	5	0	1	2	4
燃やせるごみ (kg)	1,449	1,429	4,075	4,232	2,710
燃やせないごみ (kg)	633	614	1,211	1,398	230
不法投棄回収箇所数 (箇所)	626	406	1,585	1,770	2,148

(6) 支援的収集体制の構築

高齢者世帯や要介護状態によりごみ等の排出が困難な世帯に対して、戸別に収集する「まごころ収集」を行っています。令和 7 (2025) 年度は、平均約 70 世帯を対象としています。

(7) 在宅医療廃棄物の適正処理

在宅医療の進展に伴い、一般家庭から点滴バッグや注射器等の医療廃棄物が排出されることから、日向市東臼杵郡医師会及び日向市・東臼杵郡薬剤師会と連携し、適正な処理を行っています。

(8) 環境学習

市民のごみ処理に対する理解と関心を深めるため、学校、職場、地域での出前講座、施設見学、職場体験等の環境学習を継続して実施しています。令和 6 (2024) 年度は、出前講座に 128 名、施設見学到 618 名、職場体験に 34 名の参加がありました。

* 用語集参照

8. 市民アンケート結果

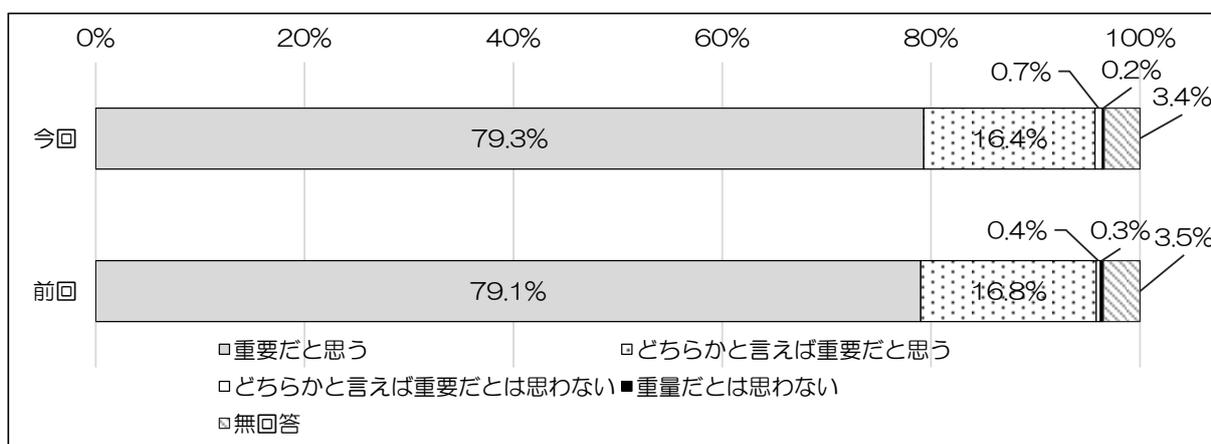
本市では、ごみ処理に対する市民の関心度・協力度並びに、市に対する市民の意向や優先度を把握するため、令和6(2024)年2月に市民2,000名を対象にアンケート調査を行い、585人(回収率29.25%)の方から回答をいただきました。アンケートのうち、ごみ処理に関する質問事項の調査結果は以下のとおりです。また、平成31(2019)年1月に実施した前回調査との比較も行っています。

(1) 集計結果の概要

① ごみの問題に対する重要度

ごみの問題について、「重要だと思う」又は「どちらかといえば重要だと思う」と回答した方は、95.7%となっており、前回と概ね同じ結果となっています。

図 2-15 ごみの問題に対する重要度



② ごみを少なくすることやリサイクルの取り組み状況

取り組みを行う頻度についてのアンケート結果は図 2-16 のとおりで、「いつも行っている」又は「だいたい行っている」と回答した方は、合わせて90.1%となっており、前回と概ね同じ結果となっていますが、「いつも行っている」と回答した方の割合は3.5%とやや増加しています。

また、「いつも行っている」または「だいたい行っている」と回答した方を対象に、ごみを少なくするために日頃から行っていることを質問した結果は図 2-17 のとおりです。今回の調査では「レジ袋をもらわない、簡易包装を店に求める」が最も多く88.2%となっており、前回の51.1%から37.1ポイントと大きく増加しています。なお、前回の調査で77.7%と最も多かった「詰め替え商品を使う」についても、1.8ポイントとわずかに増加しています。

図 2-16 ごみを少なくすることやリサイクルの取り組み状況

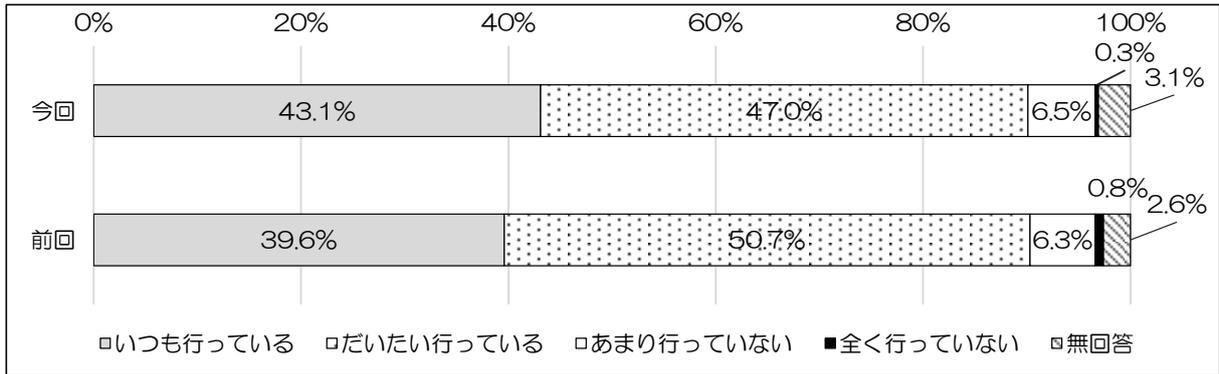
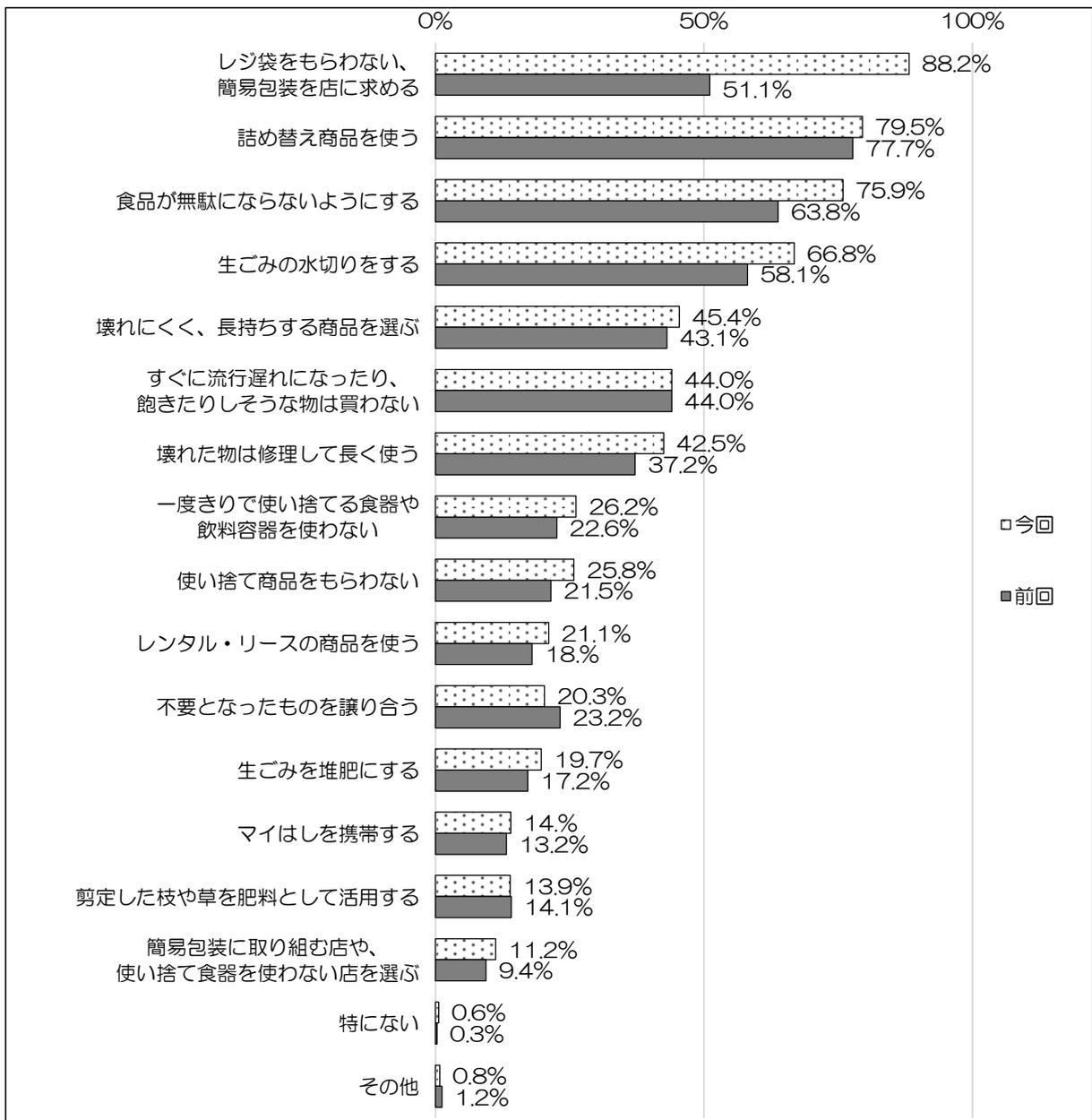


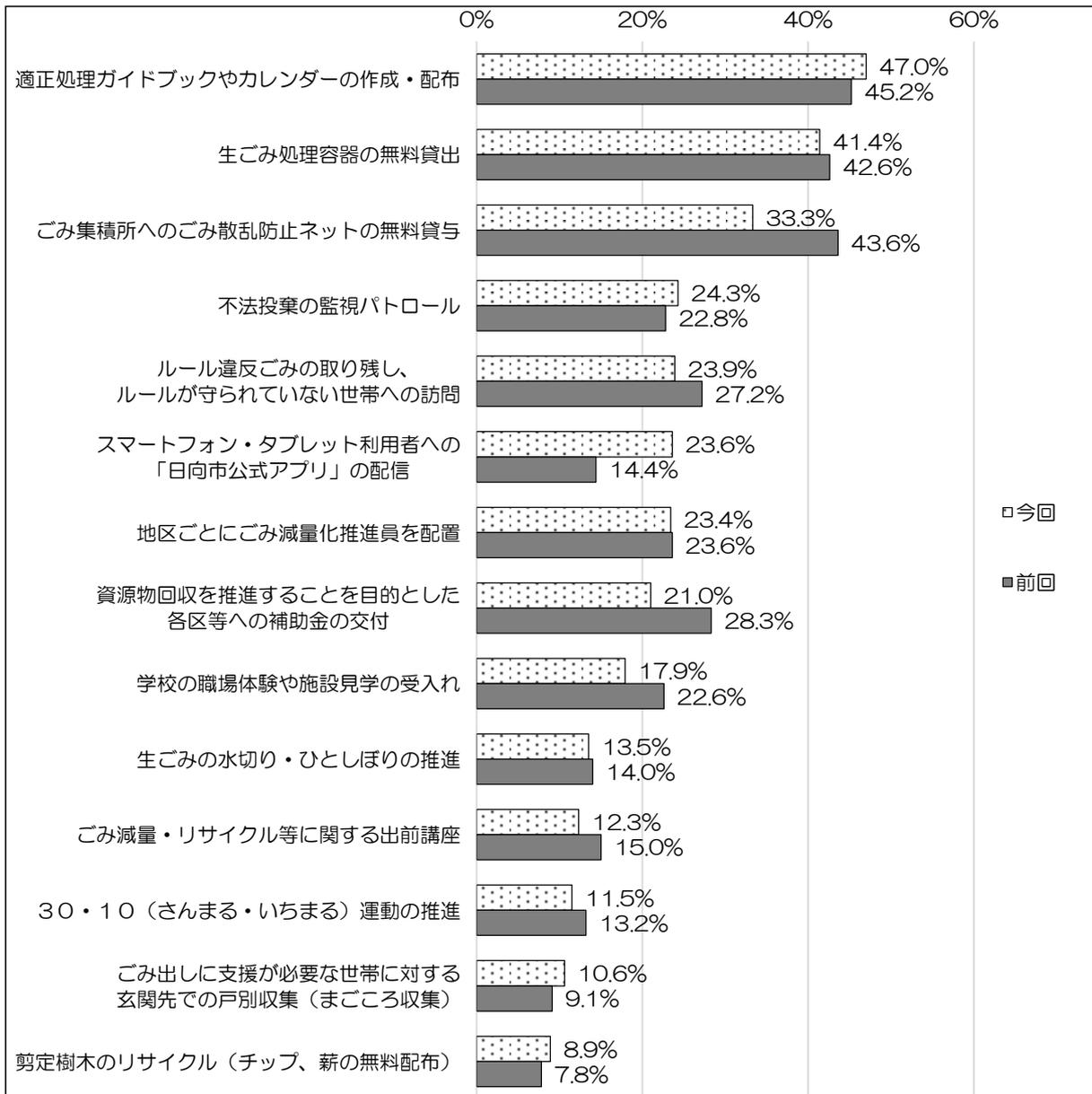
図 2-17 ごみを少なくする取り組みの内容



③市のごみ処理事業に関する認知度

本市が行っているごみ減量化・リサイクルなどのごみ処理事業に関する認知度について、「適正処理ガイドブックやカレンダーの作成・配布」が最も多く47.0%となっています。一方、「ごみ集積所へのごみ散乱防止ネットの無料貸与」は前回から約10ポイント減少しています。

図 2-18 本市のごみ処理事業に関する認知度



④ごみの品目別の分別協力度

ごみの品目別分別協力度についての結果は図 2-19のとおりで、ほとんどの品目で、「いつも行っている」と回答した方の割合が前回よりも増加しています。また、一つでも「あまり分別していない」または「まったく分別していない」と回答した方を対象に、分別

しない・分別に消極的な理由を質問した結果は図 2-19 のとおりで、「めったに出すことがないから」が前回に引き続き、最も多くなっています。

図 2-19 品目別分別協力度

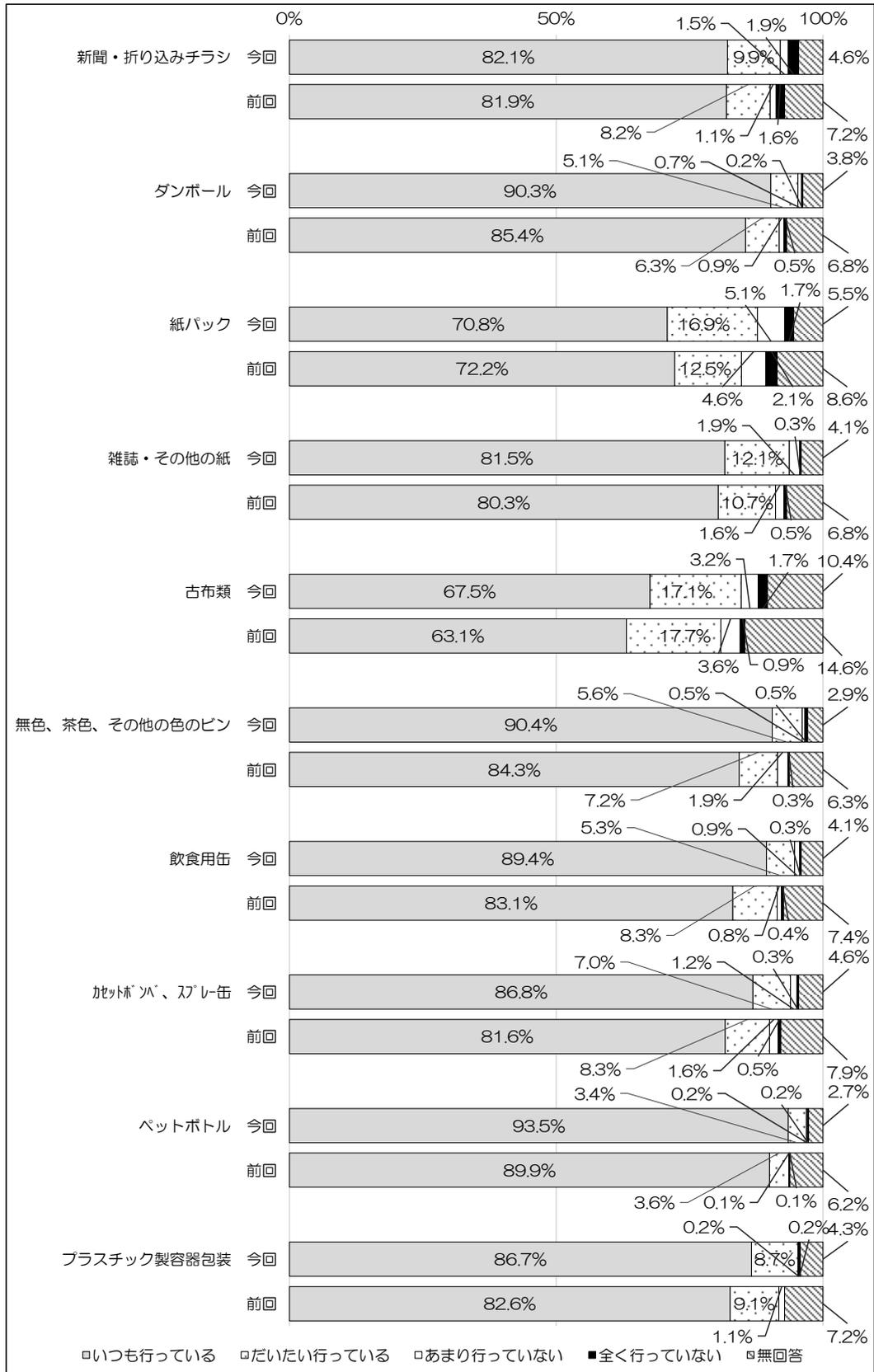
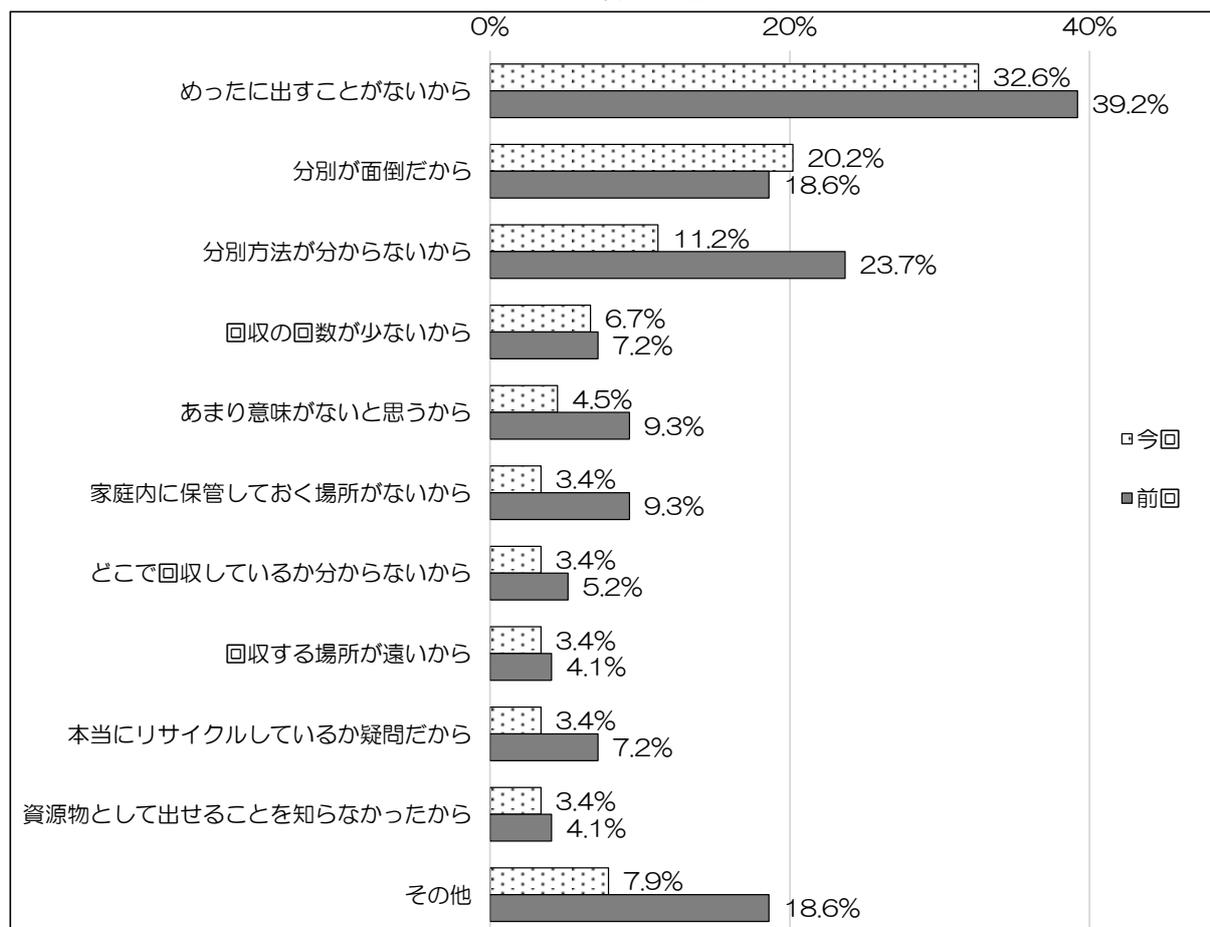


図 2-20 ごみの分別に協力しない理由



⑤家庭系ごみ処理の有料化

家庭系ごみ処理の有料化についての結果は図 2-21 のとおりで、「反対」と回答した方の割合が、前回よりも 5.6% 増加しています。

「賛成」または「どちらかといえば賛成」と回答した方を対象に、賛成する理由について質問した結果は図 2-22 のとおりで、「ごみ処理にお金がかかることを認識でき、ごみへの意識や関心が高まると思うから」と回答した方の割合が、前回と同様に最も多くなっているとともに、前回よりも 12% 多くなっています。

「反対」または「どちらかといえば反対」と回答した方を対象に、反対する理由について質問した結果は図 2-23 のとおりで、「新たに家計への経済的な負担が増えると困るから」と回答した方の割合が最も多く、前回と同程度となっています。一方、「不法投棄など不適正な処理につながると思うから」、「有料化により、かえって分別意識が薄れてごみが減らないと思うから」と回答した方の割合は、前回よりも減少しています。

また、家庭系ごみの処理有料化を実施した場合に、ごみ減量の工夫を行うかについての結果は図 2-24 のとおりです。「すると思う」または「たぶんすると思う」と回答した方は 60% で、前回よりも 4% 増加しています。

さらに、経済的に負担してもよいと考えるごみ袋 1 枚当たりの金額については図 2-25 のとおりで、「10 円」と回答した方は前回よりも 6.8% 増加しています。

図 2-2 1 家庭系ごみ処理の有料化

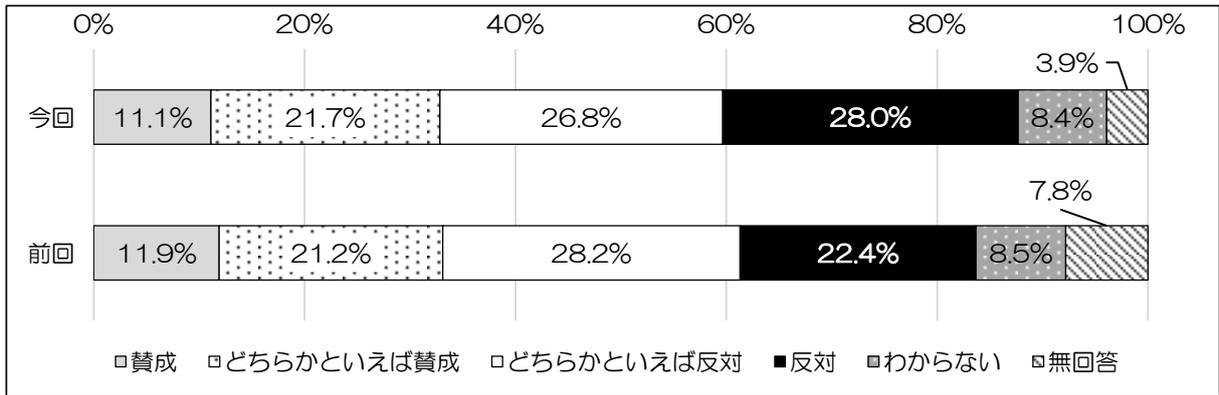


図 2-2 2 家庭系ごみの有料化に賛成の理由

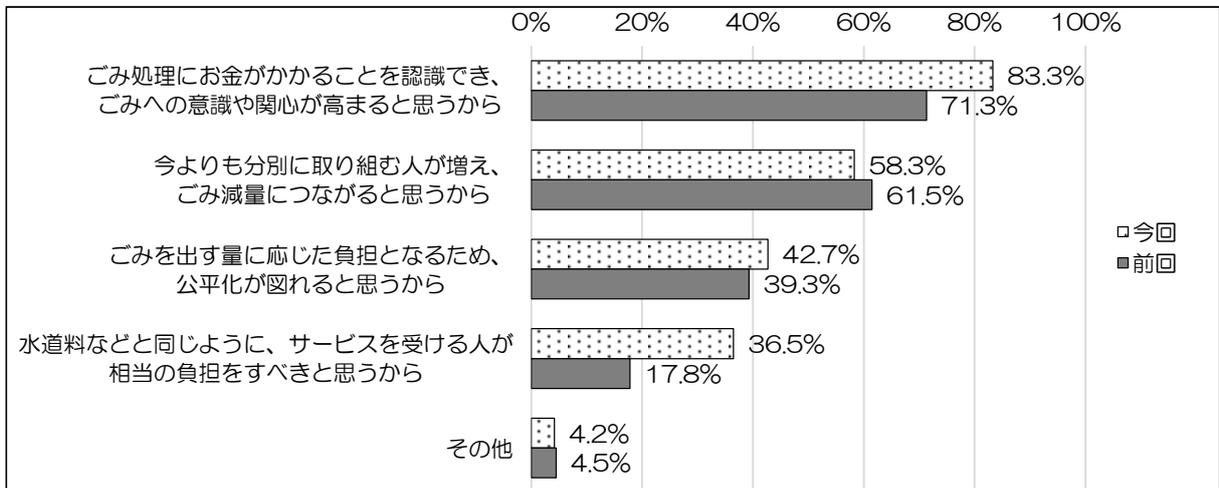


図 2-2 3 家庭系ごみの有料化に反対の理由

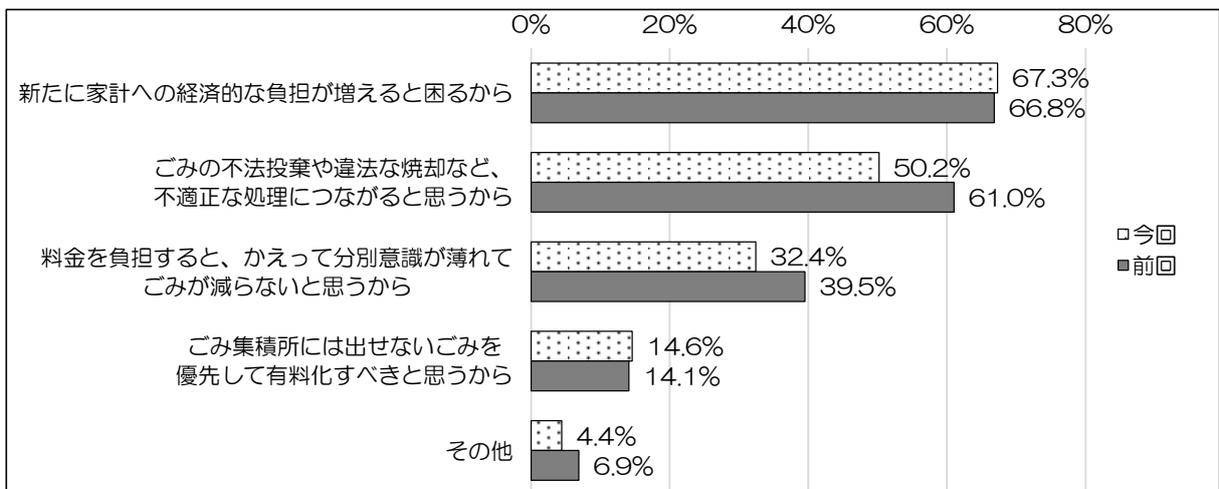


図 2-2 4 家庭系ごみ有料化を実施した場合のごみ減量の工夫

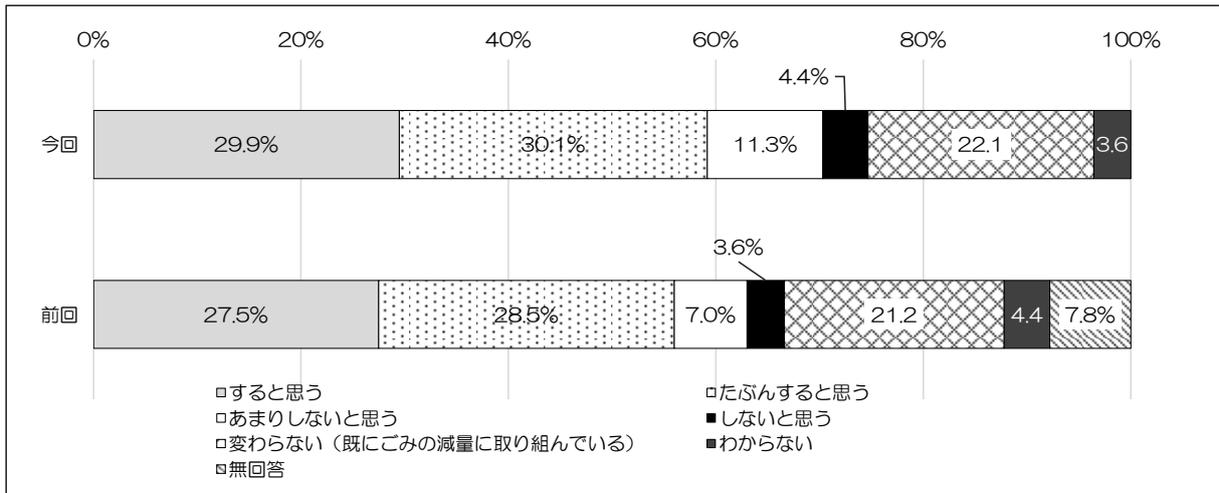
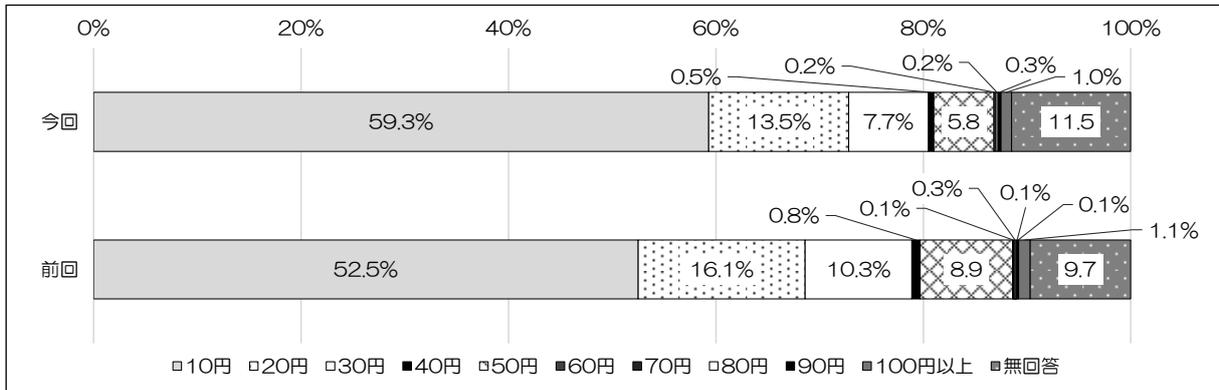


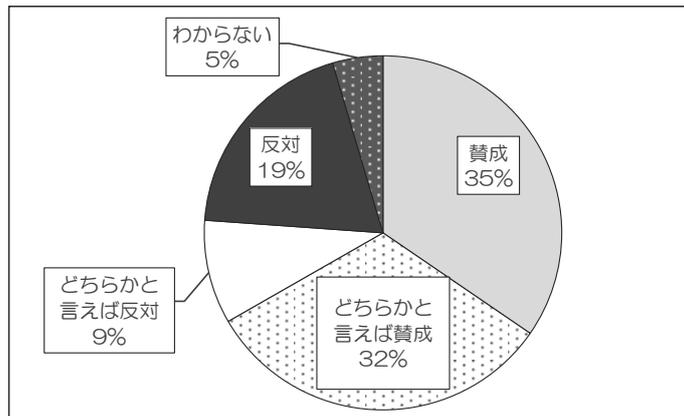
図 2-2 5 経済的に負担してもよいと考えるごみ袋1枚当たりの金額



⑥プラスチック製品の分別について

現在、燃やせるごみとして排出されているプラスチック製品を、今後プラスチック製容器包装と同じ袋で排出することができるようになった場合についての結果は図 2-2 6 のとおりで、賛成またはどちらかといえば賛成と回答した方が約7割となっています。

図 2-2 6 プラスチック製品の分別について



(2) 総括

前回の調査と比較して、ごみの問題に対する重要度及び、ごみの減量化やリサイクルの取り組み状況について大きな変化はありませんでしたが、ごみ減量化の取り組みとして、「レジ袋をもらわない、簡易包装を店に求める」と回答した方の割合が大きく増加しており、令和2(2020)年7月より始まったレジ袋有料化の効果が表れていると考えられます。また、上記以外の「ごみ減量化の取り組み内容」や、「品目別分別協力度」の多くの項目で、取り組んでいる方の割合が前回よりも増加しており、ごみの減量化やリサイクルに対する意識の向上が見られます。

市のごみ処理事業に関する認知度では、「ごみ集積所へのごみ散乱防止ネットの無料貸与」、「資源物回収を推進することを目的とした各区等への補助金の交付」が前回よりも低下しています。なお、ごみの分別に協力しない理由として、「分別方法がわからないから」と回答した方の割合が前回よりも大きく減少しており、市のごみ処理事業に関する取り組みの効果が表れているものと考えられます。家庭系ごみ処理の有料化については、「反対」と回答した方が前回よりも増加し、反対の理由としては「家計への経済的な負担」が前回に引き続き最も多くなっている一方で、家庭系ごみ処理の有料化を実施した場合、「ごみ減量の工夫を行う」という人が60%います。

第3節 ごみ処理の評価と課題

前計画で設定したごみの減量化及び資源化の目標値と現時点の状況を比較し、課題等についてまとめました。

1. 目標値との比較

(1) ごみ減量化率

前計画では、令和元（2019）年度実績を基準として、目標年度である令和7（2025）年度までに1人1日当たりのごみ排出量を9%以上減量することを目標としました。

令和元（2019）年度から令和4（2022）年度までは、1人1日当たりのごみ排出量は概ね横ばいで推移し、減量化率もほぼ0%前後でした。その後、令和5（2023）年度に減量化率が4.5%に上昇し、令和6（2024）年度には6.4%となりましたが、目標の9%には達していません。

また、1人1日当たりのごみ排出量を宮崎県平均及び全国平均と比較すると、令和5（2023）年度実績では宮崎県平均を下回っていますが、全国平均と比べると依然として高い水準にあります。

図 2-27 1人1日当たりごみ排出量の推移

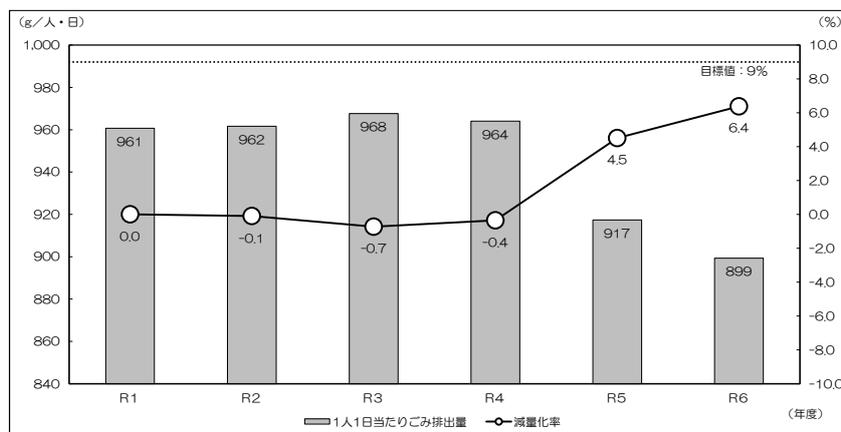
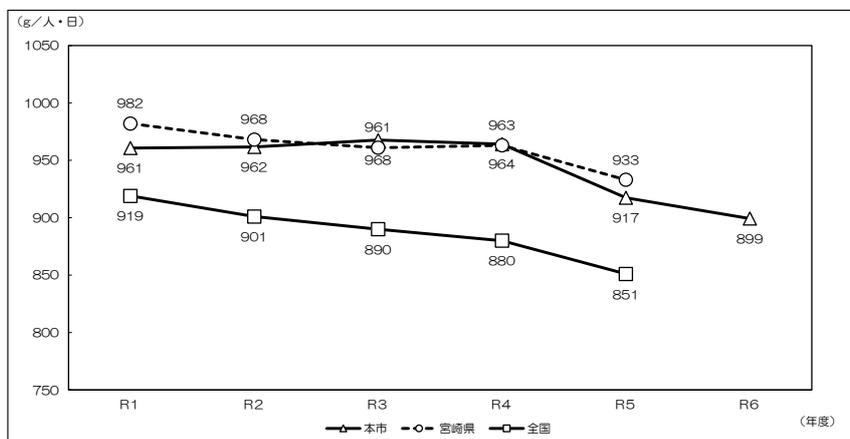


図 2-28 1人1日当たりごみ排出量の宮崎県平均、全国平均との比較



(2) 資源化率

前計画では、目標年度である令和 7（2025）年度までに資源化率を 25%以上とすることを目標としました。資源化率は令和 2（2020）年度にわずかに増加したものの、その後は減少傾向が続き、令和 6（2024）年度の資源化率は 18.3%で、目標の 25%には達していません。

また、令和 5（2023）年度の実績で宮崎県平均は上回っているものの、全国平均と比較すると依然として低い水準にあります。

図 2-2 9 資源化量及び資源化率の推移

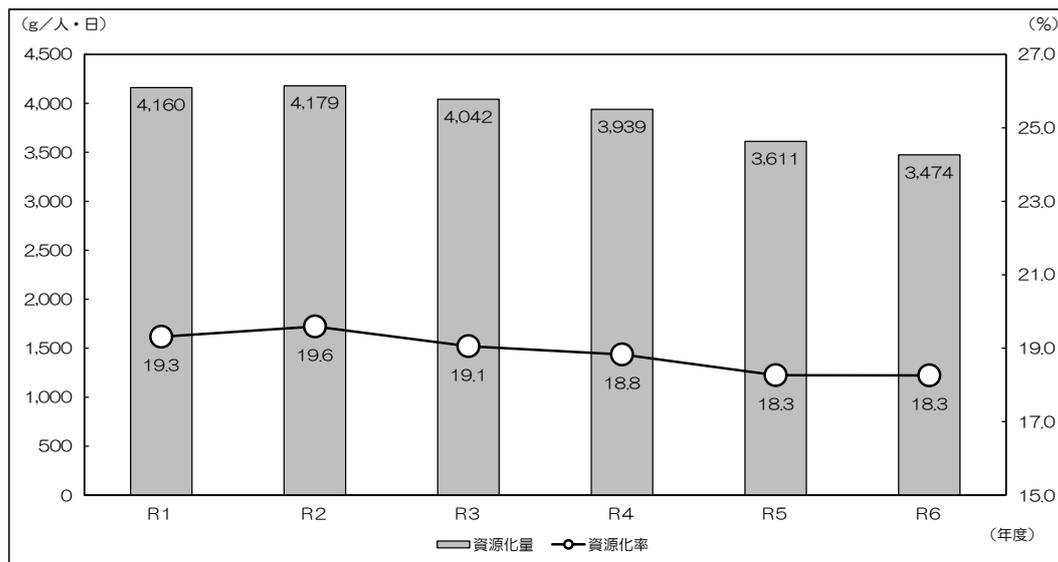
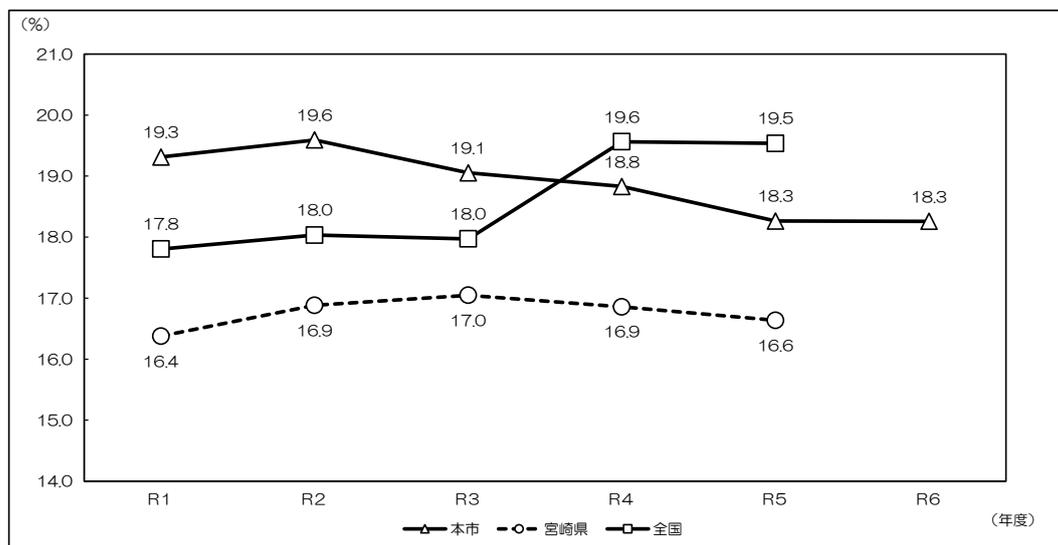


図 2-3 0 資源化率の宮崎県平均、全国平均との比較



2. 類似自治体との比較

環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて、類似自治体の平均値を基準に比較を行いました。レーダーチャートの数値は、類似市町村と比較した本市の取り組みの各評価項目を偏差値で示したもので、数値が高いほど類似市町村に対して評価が良好であることを意味します。本評価は、環境省が公表している「一般廃棄物処理実態調査」の令和5（2023）年度実績に基づいて行っています。

本市と類似する全国 80 自治体との比較では、「廃棄物のうち最終処分される割合」がやや平均を下回っている一方で、「廃棄物からの資源回収率」は平均を上回っています。その他の評価項目については、概ね平均的な水準となっています。

図 2-3 1 令和 5（2023）年度実績によるレーダーチャート

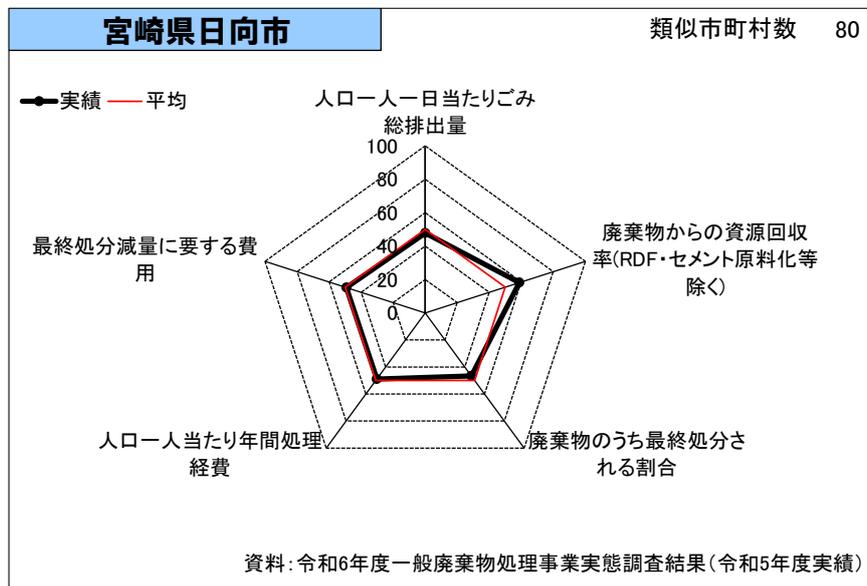
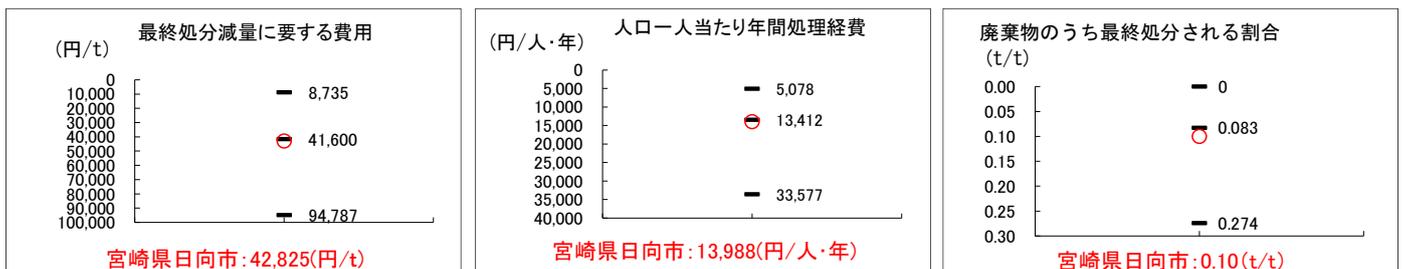
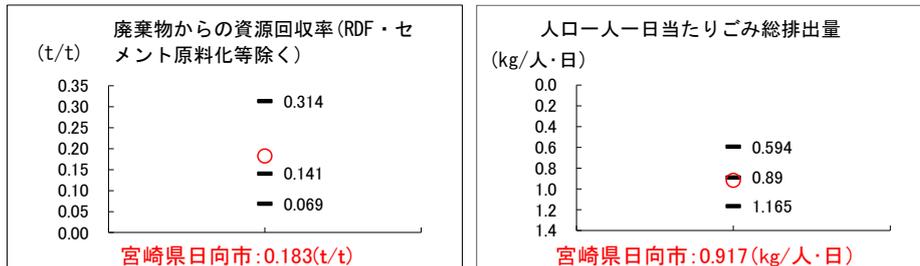


図 2-3 2 類似自治体との比較



3. 評価と課題

(1) 減量化

本市の1人1日当たりのごみ排出量は、近年減少傾向にあり、令和5(2023)年度の実績では、宮崎県平均(933g/人・日)を下回っています。しかし、全国平均(851g/人・日)と比較すると依然として高い水準にあります。類似自治体との比較では、概ね平均的な状況ですが、引き続き排出抑制に向けた取り組みが必要です。

(2) 資源化

資源化率は、近年緩やかに減少しており、令和5(2023)年度の実績では宮崎県平均(16.6%)を上回り、類似自治体の平均も上回っていますが、全国平均(19.5%)には届いていません。組成調査によると、家庭から排出される燃やせるごみの約14%が資源物であることから、資源化可能な品目の回収率向上が課題となっています。

また、令和4(2022)年4月に施行された「プラスチック資源循環法」を踏まえ、プラスチック製品の資源化に取り組む必要があります。

第3章 ごみ排出量の将来予測

第1節 人口の将来予測

1. 人口の将来予測の方法

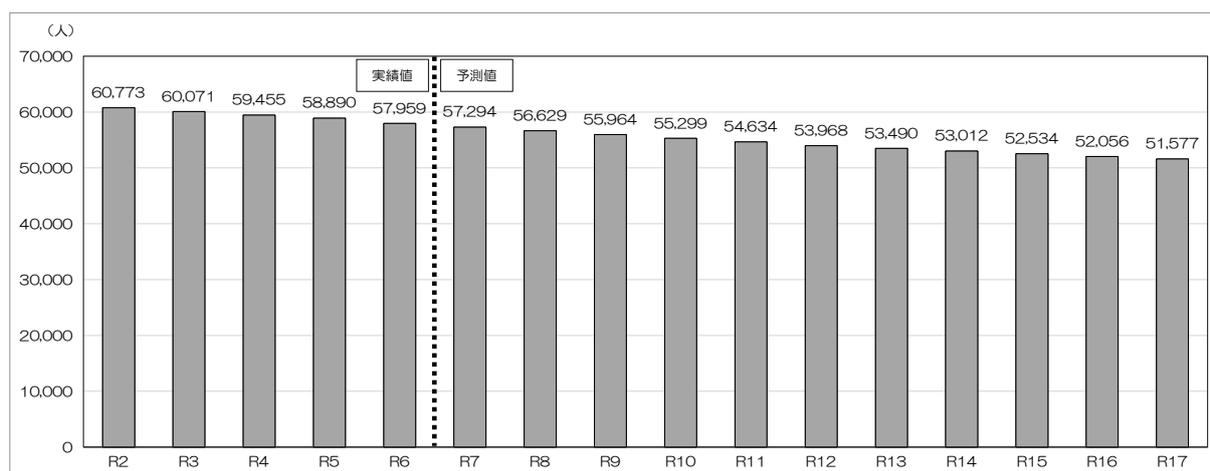
本市の人口の将来予測は、令和6（2024）年度の人口実績と、日向市人口ビジョン（令和6（2024）年8月改訂版）に示されている5年ごとの推計結果を基に、線形補完（データの間を直線でつなぐ方法）を使って、将来の人口を予測しました。

2. 予測結果

人口の将来予測の結果は図3-1のとおりで、今後も人口は減少傾向が続くと予測されます。令和6（2024）年度の人口は57,959人ですが、令和17（2035）年度には約51,600人まで減少すると見込まれています。

これは11年間で約6,400人、約11%の減少に相当し、年平均で約1%ずつ人口が減少していく計算です。

図 3-1 人口の将来予測



第2節 ごみ排出量の将来予測

1. ごみ排出量の将来予測の方法

ごみ排出量の将来予測は、家庭系ごみについては1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)、事業系ごみについては1日当たりごみ排出量 (t/日) の過去5年間の実績をもとにトレンド法*による予測を行いました。

(1) 家庭系ごみの将来予測

令和5(2023)年度、令和6(2024)年度に大きくごみ量が減少していることから、過去5年間の1人1日当たりごみ排出量の平均値を採用することとしました。

図 3-2 家庭系ごみの将来予測

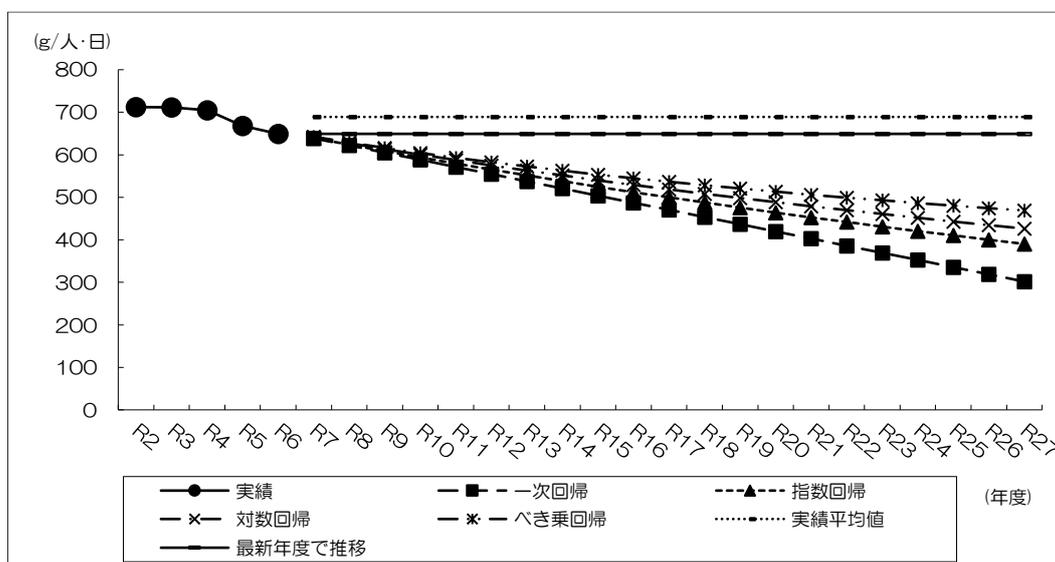


表 3-1 家庭系ごみの将来予測

年度\予測	一次回帰	指数回帰	対数回帰	べき乗回帰	実績平均値	最新年度で 推移	採用値
R7	638.6	639.5	641.6	642.3	689.1	649.5	689.1
R8	621.8	623.9	627.2	629.0	689.1	649.5	689.1
R9	605.0	608.7	613.4	616.4	689.1	649.5	689.1
R10	588.1	593.9	600.1	604.5	689.1	649.5	689.1
R11	571.3	579.5	587.3	593.2	689.1	649.5	689.1
R12	554.5	565.3	574.9	582.5	689.1	649.5	689.1
R13	537.6	551.6	562.9	572.4	689.1	649.5	689.1
R14	520.8	538.1	551.3	562.7	689.1	649.5	689.1
R15	504.0	525.0	540.0	553.5	689.1	649.5	689.1
R16	487.1	512.2	529.1	544.8	689.1	649.5	689.1
R17	470.3	499.8	518.5	536.4	689.1	649.5	689.1

* 用語集参照

(2) 事業系ごみの将来予測

事業系ごみについては、現状からのごみ排出量の減少幅が最も少ない、べき乗回帰による予測値を採用することとしました。

図 3-3 事業系ごみの将来予測

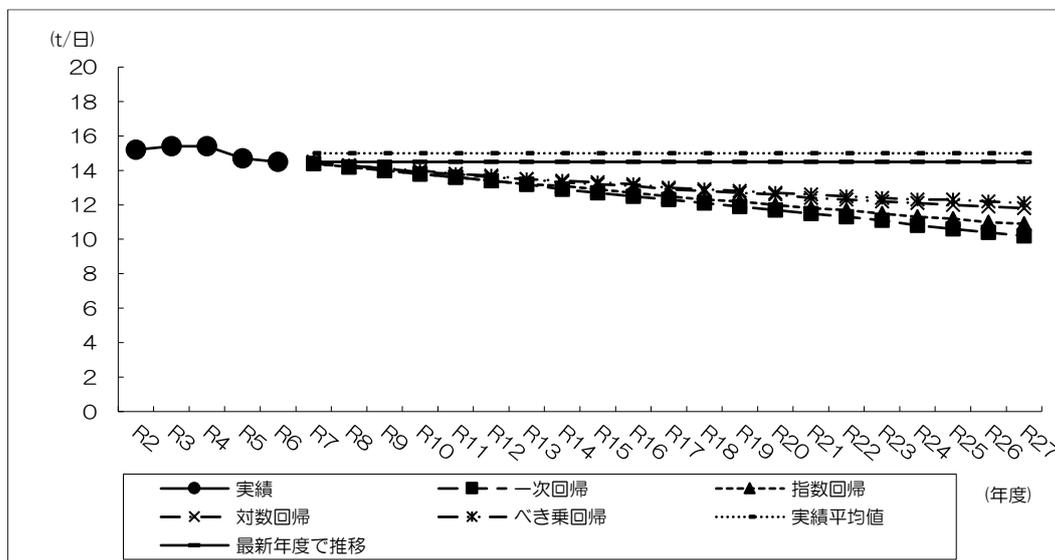


表 3-2 事業系ごみの将来予測

年度\予測	(t/日)						採用値
	一次回帰	指数回帰	対数回帰	べき乗回帰	実績平均値	最新年度で推移	
R7	14.4	14.4	14.5	14.5	15.0	14.5	14.5
R8	14.2	14.2	14.3	14.3	15.0	14.5	14.3
R9	14.0	14.0	14.1	14.1	15.0	14.5	14.1
R10	13.8	13.8	13.9	14.0	15.0	14.5	14.0
R11	13.6	13.6	13.8	13.8	15.0	14.5	13.8
R12	13.4	13.4	13.6	13.7	15.0	14.5	13.7
R13	13.2	13.2	13.5	13.5	15.0	14.5	13.5
R14	12.9	13.1	13.3	13.4	15.0	14.5	13.4
R15	12.7	12.9	13.2	13.3	15.0	14.5	13.3
R16	12.5	12.7	13.1	13.2	15.0	14.5	13.2
R17	12.3	12.5	12.9	13.0	15.0	14.5	13.0

2. 予測結果

ごみ排出量の将来予測を行った結果は図 3-4、図 3-5 のとおりで、家庭系ごみ、事業系ごみともに緩やかに減少すると予測されます。

図 3-4 ごみ排出量の将来予測

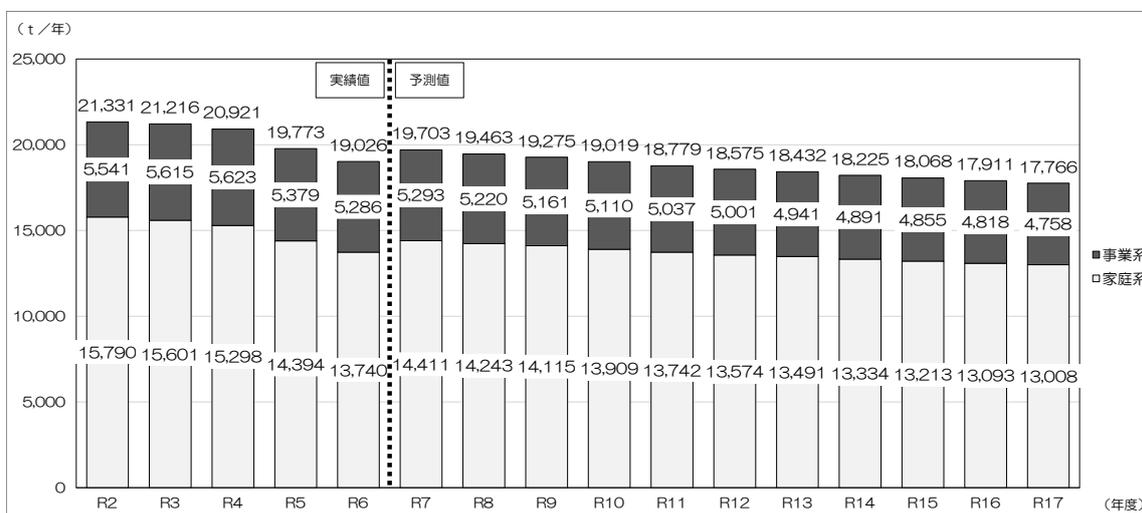


図 3-5 ごみ排出量予測のまとめ

年度		実績	予測		
		R6	R12	R17	
計画収集人口	(人)	57,959	53,968	51,577	
家庭系ごみ排出量	(t)	13,740	13,574	13,008	
家庭系収集ごみ	家庭系収集ごみ	(t)	10,580	10,453	10,017
	燃やせるごみ	(t)	8,121	8,023	7,688
	燃やせない	(t)	266	263	252
	資源ごみ	(t)	2,193	2,167	2,076
	古紙類	(t)	856	846	811
	古布類	(t)	138	136	130
	あきびん	(t)	254	251	240
	缶類	(t)	146	144	138
	ペットボトル	(t)	181	179	172
	プラスチック製容器包装	(t)	614	606	581
	その他	(t)	5	5	4
	家庭系直接搬入ごみ	(t)	3,160	3,122	2,991
	燃やせるごみ	(t)	1,754	1,733	1,660
	燃やせないごみ	(t)	817	807	774
資源ごみ	(t)	589	582	557	
事業系ごみ排出量	(t)	5,286	5,001	4,758	
事業系収集ごみ	事業系収集ごみ	(t)	3,944	3,731	3,550
	燃やせるごみ	(t)	3,932	3,720	3,539
	燃やせないごみ	(t)	2	1	1
	資源ごみ	(t)	10	10	9
事業系直接搬入ごみ	事業系直接搬入ごみ	(t)	1,342	1,270	1,208
	燃やせるごみ	(t)	1,339	1,267	1,206
	燃やせないごみ	(t)	0	0	0
資源ごみ	(t)	3	3	2	
ごみ排出量合計	(t)	19,026	18,575	17,766	

第4章 ごみ処理の基本方向

第1節 基本方針と目標値の設定

1. 計画の将来像

現在、地球規模での気候変動、資源の枯渇、生物多様性の喪失など深刻な環境問題が進行しており、これらは私たちの地域環境にも大きな影響を及ぼしています。こうした状況を受けて、ごみの発生抑制や循環資源の活用を進め、環境への負荷*をできる限り減らす「循環型社会」の実現が強く求められています。

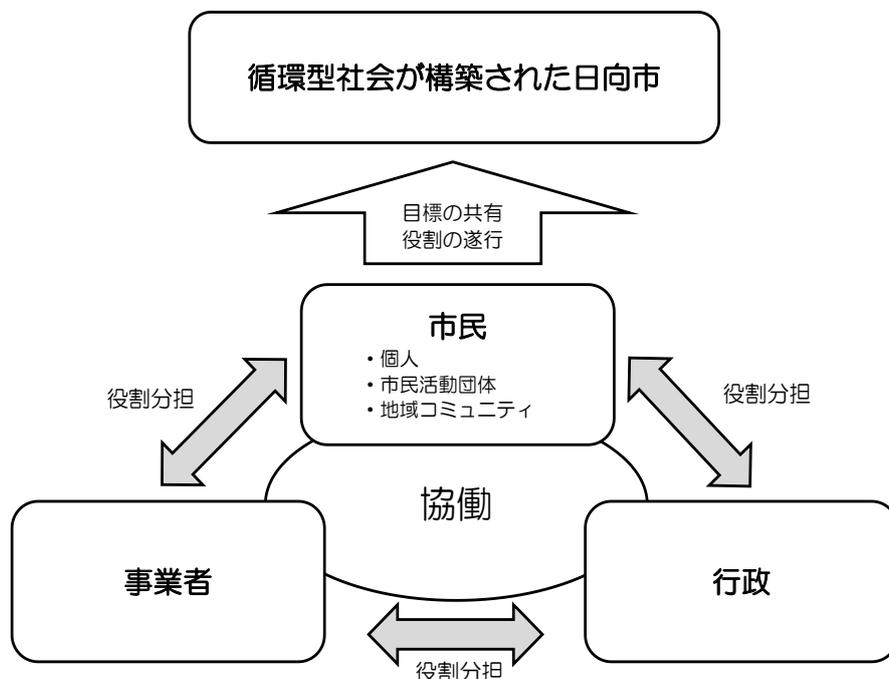
また、令和2（2020）年10月の内閣総理大臣の所信表明で「2050年までに温室効果ガス*の排出を実質ゼロにする」というカーボンニュートラル*の宣言がなされ、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが世界的に加速しています。本市でも令和5（2023）年2月に「ゼロカーボンシティ*」宣言を行い、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを掲げ、長期的な脱炭素化に向けた取り組みを推進しています。

これらの現状を踏まえ、本市の環境政策の基本理念である「環境への負荷が少ない持続的発展が可能な都市を築き、将来の市民に良好な環境を継承すること」に基づき、本計画の将来像を「未来につなぐ 循環型の持続可能な 共創のまち ひゅうが」と定めます。

将来像

未来につなぐ 循環型の持続可能な 共創のまち ひゅうが

図 4-1 本計画の将来像のイメージ



* 用語集参照

2. 基本方針

本計画における将来像のもと、本市のごみ処理における基本方針を次の3つとします。

基本方針1 4Rによるごみの減量化・資源化の推進

循環型社会を目指し、4Rを活用して、さらにごみの減量と資源化を進めます。

4Rとは、次の4つの頭文字をとったものです。

Refuse（リフューズ）：ごみになるものは買わない、断る

Reduce（リデュース）：ごみの量を減らす

Reuse（リユース）：不要になったものを工夫して再度使う

Recycle（リサイクル）：資源として再生利用する

基本方針2 安全・安心で安定したごみ処理の推進

安全で適正なごみ処理を行うため、市民や事業者にもルールを遵守したごみの排出をお願いするとともに、収集・運搬・中間処理・最終処分まで安定して行える体制を維持します。

また、クリーンステーションの適正管理や不法投棄対策を推進するとともに、高齢者や要介護者、在宅医療が必要な世帯の増加など社会の変化に対応したサービスの提供に努めます。

基本方針3 環境学習の推進と環境保全活動の支援

ごみ処理に関する情報を幅広い世代に伝えるため、家庭や地域、学校、職場など様々な場で学習の機会を提供します。

さらに、市民団体や自治会、事業所と協力し、環境保全や循環型社会の実現に向けた協働の取り組みを進めます。

3. 目標値の設定

(1) 減量化・資源化目標

本計画の数値目標として、ごみ排出量の減量化目標及び資源化目標を次のとおり設定します。

減量化目標

最終目標年度（令和17（2035）年度）の1人1日当たりごみ排出量を878g/人・日以下とします。（市全体のごみ排出量としては16,580t以下）

資源化目標

最終目標年度（令和17（2035）年度）の資源化率を20%以上とします。

(2) 目標値設定の考え方

減量化目標及び資源化目標は、第3次日向市環境基本計画（令和7（2025）年3月策定）に基づく令和16（2034）年度目標値を参考に設定しています。

減量化目標については、令和16（2034）年度目標値である16,802tを達成し、さらに順調に減少した場合の令和17（2035）年度のごみ総排出量を16,580tとし、その時の1人1日当たりごみ排出量を目標値としています。

資源化目標については、令和17（2035）年度においても、令和16（2034）年度目標値を維

持し、達成し続けることとしています。

(3) 目標達成時の将来予測

目標を達成した時のごみ排出量及び資源化率は、表 4-1、図 4-3、図 4-2 のとおりです。

表 4-1 目標達成時の将来予測

年度		実績		予測	
		R6	R12	R17	R17
計画収集人口	(人)	57,959	53,968	51,577	
家庭系ごみ排出量	(t)	13,740	12,776	11,973	
	家庭系収集ごみ	(t)	10,580	9,838	9,220
	燃やせるごみ	(t)	8,121	7,551	7,077
	燃やせない	(t)	258	248	232
	資源ごみ	(t)	2,193	2,039	1,911
	古紙類	(t)	856	796	746
	古布類	(t)	138	128	120
	あきびん	(t)	254	236	221
	缶類	(t)	146	136	127
	ペットボトル	(t)	181	169	158
	プラスチック製容器包装	(t)	614	570	535
	その他	(t)	5	4	4
	家庭系直接搬入ごみ	(t)	3,160	2,938	2,753
	燃やせるごみ	(t)	1,754	1,631	1,528
	燃やせないごみ	(t)	817	760	712
	資源ごみ	(t)	589	547	513
事業系ごみ排出量	(t)	5,286	4,915	4,606	
	事業系収集ごみ	(t)	3,944	3,667	3,437
	燃やせるごみ	(t)	3,932	3,656	3,426
	燃やせないごみ	(t)	2	1	1
	資源ごみ	(t)	10	10	9
	事業系直接搬入ごみ	(t)	1,342	1,248	1,170
	燃やせるごみ	(t)	1,339	1,245	1,167
	燃やせないごみ	(t)	0	0	0
	資源ごみ	(t)	3	3	2
ごみ排出量合計	(t)	19,026	17,691	16,580	
1人1日当たりごみ排出量	(g/人・日)	899	898	878	
資源化量	(t)	3,474	3,406	3,316	
資源化率	(%)	18.3	19.3	20.0	

図 4-3 目標達成時のごみ排出量

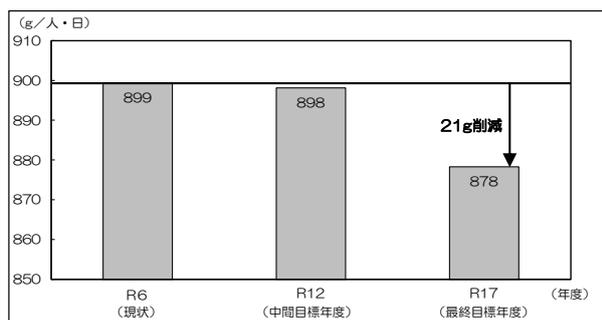
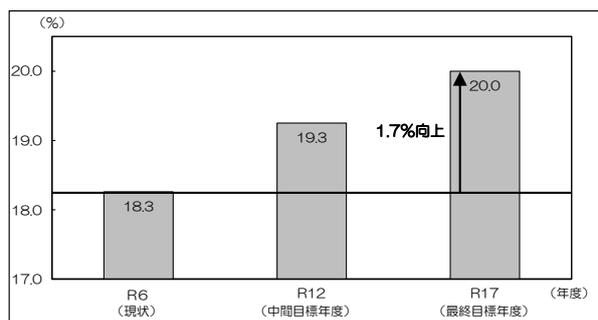


図 4-2 目標達成時の資源化率



《国・県の数値目標》

参考として、国及び宮崎県の数値目標を以下に示します。

環境省：第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6（2024）年 8 月）

項目\年度	令和 12（2030）年度
1 人 1 日当たりごみ焼却量	約 580 g / 人・日

環境省：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和 7（2025）年 2 月）

項目\年度	令和 12（2030）年度
一般廃棄物の排出量	令和 4（2022）年度と比べて約 9%削減
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	約 478 g / 人・日
一般廃棄物の出口側循環利用率	約 26%
一般廃棄物の最終処分量	令和 4（2022）年度と比べて約 5%削減

宮崎県：第四次環境基本計画（令和 5（2023）年 3 月）

項目\年度	令和 12（2030）年度
1 人 1 日当たりの一般廃棄物の排出量 （うち生活系ごみ）	918 g / 人・日 (638 g / 人・日)
一般廃棄物の再生利用量 （再生利用率）	82,000 t (25.0%)
一般廃棄物の最終処分量 （最終処分率）	29,000 t (9.0%)

第2節 目標実現に向けた施策

1. 施策の体系

本計画の将来像の実現に向けて定めた基本方針ごとに、次のとおり施策を推進します。

表 4-2 施策の体系

基本方針	施策の方向性	施策の内容
基本方針 1 4Rによるごみの 減量化・資源化の推進	ごみの発生抑制・再使用の推進	生ごみ減量化の推進
		4Rの推進
		事業系ごみ減量化の推進
		ごみ処理有料化の検討
	資源化の推進	資源回収事業の推進
		古紙類資源化の推進
草木資源化の推進		
基本方針 2 安全・安心で安定した ごみ処理の推進	ごみの適正処理の推進	排出マナー向上の推進
		事業系ごみ適正処理の推進
		不法投棄防止対策の強化
	安全で適正なごみ処理体制の構築	効率的で安全な収集・運搬体制の整備
		適切な中間処理体制の維持
		最終処分場の安定的な管理
基本方針 3 環境学習の推進と 環境保全活動の支援	環境学習の推進	環境情報の提供
		環境学習の機会確保
	環境保全活動の支援	市民・事業者への環境保全活動の支援
		環境保全活動に関わる人材の活用

2. 施策の展開

前項で掲げた施策について、以下のとおりの取り組みを進めていきます。また、各方針において、市民と事業者が取り組むことについても以下のとおり設定します。

●基本方針1 4Rによるごみの減量化・資源化の推進

(1) ごみの発生抑制・再使用の推進

①生ごみ減量化の推進

・本市で排出される家庭系燃やせるごみのうち約4割が「生ごみ（^{ちゅうがいのり}厨芥類）」であり、ごみ総排出量削減に最も効果的なのは生ごみの減量化です。そのため、現在実施しているコンポスト等の生ごみ処理器の無償貸与を継続するとともに、他自治体の生ごみ減量化や堆肥化などの資源化施策について調査・研究を行い、費用対効果を検証したうえで本市への導入可能性を検討します。

また、生ごみの水切りやひと絞りの推奨、食品ロスの削減*についても、より積極的な広報活動を展開していきます。

②4Rの推進

・ごみ発生抑制のため、市民・事業者・行政が連携して4R（リフューズ*・リデュース*・リユース*・リサイクル*）の取り組みを推進します。これらの意識向上を図るため、簡単で効果的な手法を市の広報やイベントを通じて啓発・普及するとともに、リターナブルびん*の店頭回収利用を促進し、各種イベントでの食器については繰り返し使えるリユース食器の使用を推奨し、廃棄物発生抑制に努めます。加えて、資源化率のさらなる向上を目指し、プラスチック製品の資源化についても取り組みます。

③事業系ごみ減量化の推進

・大量にごみを排出する事業者に対し、減量化・資源化を促すための基準や指導體制の整備を目的とした施策や条例の検討を進めます。

④ごみ処理有料化の検討

・ごみ処理の有料化は、ごみの量を減らし、リユースやリサイクルなど4Rの取り組みを進めるとともに、ごみの排出量に応じた公平な負担と住民の意識の変化を目指すものです。しかし、家計の負担が増えたり、不法投棄が増える可能性もあるため、市民の意見を幅広く聞き、関係機関の理解を得ながら慎重に導入を検討する必要があります。

* 用語集参照

(2) 資源化の推進

①資源回収事業の推進

- ・可能な限り資源化を進め、焼却や埋立処分されるごみを極力削減するため、現在実施している6種12品目の資源回収事業を継続します。また、中間処理後に残る資源化可能なものについても積極的に資源化を図ります。
- ・生ごみの堆肥化や毛布の資源化など、新たな品目の資源化の可能性や、焼却灰の有効利用について調査・研究を行います。
- ・プラスチック製容器包装、ペットボトル、あきびん等の資源物については、不適合物の混入を抑制し、品質の確保に努めることで、円滑な資源化を目指します。
- ・資源回収事業を円滑に進めるため、集団回収実施地区への支援を継続するとともに、集積所からの資源物等の持ち去り防止のため、防止条例の制定や定期的なパトロールを実施し、資源化の推進及び安全・安心なごみ出し環境の確保に努めます。

資源物持ち出しの様子



②古紙類資源化の推進

- ・事業者に対して、市が行う文書資源化の取り組み内容を周知・普及し、資源化可能な古紙類の搬入規制なども検討しながら、古紙類の一層の資源化を推進します。
- ・市庁舎から排出される資源化可能な文書（シュレッダー紙を含む。）については、分別排出と資源化处理を市が率先して推進します。

文書の細断処理



③草木資源化の推進

- ・草木類は、ひゅうがりサイクルセンターでの固形燃料（RPF）精製の原料としての使用をやめたため、資源化率が著しく低下しています。搬入量が減少している剪定樹木については、従来のチップや薪による資源化から、バイオマス*燃料化へと移行し、発電などの有効活用を図ります。

* 用語集参照

【市民が取り組むこと】

○食材を買い過ぎず、使い切り、食べ切ることを実践する。

○食品ロス削減に取り組む。

外食するとき： 食べきれる量の注文を心がけ、残ってしまった場合はお店に確認した上で可能であれば持ち帰る。また宴会では食べ残しが多く出るため、乾杯後 30 分、お開き前 10 分は自席で料理を楽しむ「30・10（さんまる・いちまる）運動」*を心がける。

買い物するとき： 買い物前に冷蔵庫の中を確認したり、食べきれないほどの食材を買いすぎないようにする。すぐに食べるものは、賞味・消費期限の長い商品を選ぶのではなく、陳列順に購入する。

調理するとき： 食べられる分だけ作るようにする。食材が余った時には、食材を使い切るレシピを検索してみる。

保存するとき： 食べきれなかった食品は、冷凍など傷みにくい保存方法を検討する。また、保存したものを忘れないよう、冷蔵庫の中の配置を工夫する。

本市では、冷蔵庫に残りがちな野菜や普段の調理で捨ててしまいがちな部位を活用した「エコサラダレシピ」を考案しています。下記の二次元コードより閲覧できます。

皮ごと!ごぼうとにんじんの
パリパリサラダ



皮つき野菜と鶏肉の
ぎゅうぎゅう焼きサラダ



○フードバンク*、フードドライブ*を活用する。

○生ごみの水切り・ひとしぼりを実践する。

○生ごみ処理器や堆肥化容器を活用する。

○詰め替え可能な商品や繰り返し使用できる容器を用いた商品を選択する。

○レンタル、リース、中古品を活用する。

○資源物の分別区分・品目、排出方法・容器・場所・日時などの排出ルールを遵守する。

○リターナブルびん（ビールびんや牛乳びん等）の店頭回収を利用する。

○古紙類や草木リサイクルに協力する。

【事業者が取り組むこと】

○ごみの排出を抑制するため、製造業における原材料の選択や製造工程の工夫に取り組む。

○過剰包装を抑制するため、製造・加工・販売に際して容器包装の簡易化や繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品の製造・販売に取り組む。

* 用語集参照

- リターナブル容器の利用・回収促進と使い捨て容器の使用抑制に取り組む。
- 環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の使用促進と使い捨て品の使用抑制に取り組む。
- 食品廃棄物の排出抑制のため、食品小売業における販売方法の工夫や外食産業における食品ロス削減に取り組む。
- 事業系ごみの減量化に向けた自主的な取り組みと市の施策への協力に努める。
- 事業系ごみに含まれる資源物の分別を徹底する。
- 機密文書を含む資源化可能な文書の資源化に協力する。

●基本方針2 安全・安心で安定したごみ処理の推進

(1) ごみの適正処理の推進

①排出マナー向上の推進

- ・適正な分別排出を促すために、分別ルールが守られていない世帯に対する啓発を行うとともに、ごみ減量化推進員や集合住宅の管理会社と連携し、不適正排出の防止対策を講じるとともに、分別徹底のための施策や条例整備も検討します。
- ・市民の分別意識の現状を把握するため、集積所での燃えるごみの組成調査を実施し、ごみ減量・資源化の新たな施策立案に活用します。
- ・外国人、高齢者、子どもにもわかりやすいごみ分別啓発を推進します。



②事業系ごみ適正処理の推進

- ・事業系ごみは、ごみ処理施設に搬入する収集車の内容物検査や排出事業者及び許可業者への立ち入り検査等を継続し、適正処理を推進するとともに、産業廃棄物の混入防止も強化します。
- ・許可業者向け講習会や排出事業所への出前講座等を通じ、ごみ減量化、資源化の啓発活動を積極的にを行います。

事業系ごみの展開検査



③不法投棄防止対策の強化

- ・不法投棄多発地域への重点パトロールを実施し、啓発看板や監視カメラの設置など監視体制を強化します。ポイ捨て禁止や罰則の検討も進め、不法投棄防止に積極的に取り組みます。

不法投棄のパトロール



(2) 安全で適正なごみ処理体制の構築

①効率的で安全な収集・運搬体制の整備

- ・ごみの収集・運搬の安全性と安定性を確保しつつ、効率的な体制の整備に努めます。また、事故等防止のため、安全・衛生管理の維持にも努めます。在宅医療廃棄物の適正処理については、関係機関と連携し周知・啓発を行い、新型インフルエンザ等感染症対策も徹底します。
市民ニーズに応じたごみの排出方法や収集回数などの効率的な収集サービスの充実を図ります。高齢者や要介護世帯には、まごころ収集を実施するとともに、対象世帯の粗大ごみ収集等のサービス拡充も検討します。
- ・クリーンステーション管理の支援として、散乱防止ネットの無償貸与やカラス対策イラストの配布、啓発看板等の設置を行います。

家庭系ごみの収集作業



カラス対策イラストの一例



②適切な中間処理体制の維持

- ・焼却施設を運営する広域連合や、燃やせないごみ・粗大ごみ・資源物処理施設を運営する民間処理業者、関係機関と連携し、施策に応じた適切な処理体制の維持に努めます。

指定法人によるペットボトルの選別



③最終処分場の安定的な管理

- ・ごみの減量化・資源化を推進し、焼却灰や不燃残さを減らすことで最終処分場の延命化を図ります。また、最終処分場周辺の生活環境保全のため、施設の適正な維持管理に努めます。
- ・将来的な処分場の確保については、広域連合や関係機関と連携して取り組みます。また、埋立が終了している最終処分場の廃止手続きを進めます。

日向市一般廃棄物最終処分場の様子



【市民が取り組むこと】

- ごみの分別区分・品目、排出方法・容器・場所・日時などの排出ルールを守る。
- 排出禁止物（家電リサイクル法対象物など）を適正に処理する。
- ポイ捨てを含む不法投棄防止に協力する。
- 新型インフルエンザ等感染症の拡大防止のため、ゴミ袋をしっかりと縛って封をするなどの対策を行う。

【事業者が取り組むこと】

- 事業活動に伴って生じた廃棄物を適正に処理する。
- 適正な収集運搬及び処理を実施し、安全性・安定性を確保する。
- 処理体制の整備と施設等の維持管理を徹底する。
- 市の施策に積極的な協力をする。
- 新型インフルエンザ等感染症に関して、従業員に対する感染防止策の指導や普及啓発を徹底する。

●基本方針3 環境学習の推進と環境保全活動の支援

(1) 環境学習の推進

①環境情報の提供

- ・市の広報やホームページ等を積極的に活用し、ごみやリサイクルに関する情報を分かりやすく、かつ内容を充実させて提供します。
- ・資源物やごみの適正排出を支援するため、「適正処理ガイドブック」の配布やスマートフォン・タブレット利用者向けの「日向市公式アプリ」の配信など、多様な媒体を通じて情報提供の充実に努めます。

日向市公式アプリ



「日向市公式アプリ」では、
ごみの分別や収集日の確認ができます。
下記の二次元コードよりダウンロードできます。



iPhone/iPad



Android

②環境学習の機会確保

- ・ 出前講座や施設見学の受け入れ、イベントでの啓発活動を継続的に実施し、幅広い年齢層の市民が身近に環境学習の機会を得られるようにします。さらに、就学前の子どもを対象としたごみ分別体験や、教育機関と連携した環境学習プログラムを実施します。具体的には、低年齢層に向けたゼロカーボン啓発動画や、小学校での水辺環境調査、中学校での職場体験学習を通じて、児童・生徒の環境問題への理解を深められるよう支援します。また、自治会や事業所でもこれらの取り組みを推進するとともに、外国人就労者へのごみ分別啓発も積極的に進めていきます。

水辺環境調査の様子



外国人労働者への出前講座の様子



市民イベントへの出展（オール日向祭）



環境教育のための動画



ゼロカーボン啓発動画
(日向市公式 You Tube
チャンネル)

(2) 環境保全活動の支援

①市民・事業者への環境保全活動の支援

- ・市民や事業者と積極的に連携し、環境保全及び循環型社会の構築に向けた取り組みを促進するとともに、その自主的な活動を支援します。
- ・事業者のごみ減量化・資源化に向けた自主的な取り組み状況を把握し、優良事業者の紹介や表彰など、事業者の環境意識の向上につながる効果的な制度導入を検討します。

②環境保全活動に関わる人材の活用

- ・ごみ減量化推進員や河川モニターと連携し、現状把握やごみ減量・資源化に努めることで環境保全を促進し、持続可能な循環型社会の実現を目指します。

【市民が取り組むこと】

- ごみ・環境問題への関心と理解を深める。
- 市の提供する情報（広報やガイドブック等）を活用し、環境学習（出前講座等）に参加する。
- 自治会や市民団体、事業者等が行う環境活動に参加する。

【事業者が取り組むこと】

- 事業活動における環境配慮の自主的な取り組みを推進する。
- ごみ・環境問題に対する意識の向上・定着を図るため、従業員研修等を実施する。
- 環境に関する研修会や講習会に参加する。
- 事業者が有するごみ処理・環境保全技術や関連施設の情報提供、人材派遣等を通じて地域の環境学習の推進に協力する。
- 市や市民が行う地域の環境保全活動に参加・協力する。

市主催の事業者向けセミナー



第3節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

基本方針2「安全・安心で安定したごみ処理の推進」に関する基本的事項を以下に示します。なお、各事項の詳細については、各年度のごみ処理実施計画及び分別収集計画で定めるものとします。

1. 収集・運搬計画

ごみの収集・運搬は市民生活に直結する重要なものであり、市民の快適で衛生的な生活を確保し、適正なごみ処理を行うために不可欠です。このため、安全性と安定性を確保しつつ、効率的な収集体制の整備に努めるとともに、市民のニーズに応じた収集サービスの充実を図ります。

(1) 分別して収集するごみの種類及び分別区分

ごみの種類及び分別区分については、当面の間、表 2-1 で示した種類及び区分を継続します。ただし、制度変更や資源化品目の拡充など、ごみの減量化・資源化の施策に合わせて、適宜追加・変更を行います。

(2) 収集・運搬量

目標達成時の収集・運搬量を表 4-3 に示します。

表 4-3 目標達成時の収集・運搬量

区分		令和6(2024)年度 (実績値)	令和17(2035)年度 (予測値)
直接焼却量(燃やせるごみ)		(t) 15,146	13,198
家庭系	市収集	(t) 8,121	7,077
	直接搬入	(t) 1,754	1,528
事業系	許可収集	(t) 3,932	3,426
	直接搬入	(t) 1,339	1,167
破砕処理量(燃やせないごみ、粗大ごみ)		(t) 1,085	946
家庭系	市収集	(t) 266	232
	直接搬入	(t) 817	712
事業系	許可収集	(t) 2	1
	直接搬入	(t) 0	0
資源化処理量(資源物)		(t) 2,795	2,436
家庭系	市収集	(t) 2,193	1,911
	直接搬入	(t) 589	513
事業系	許可収集	(t) 10	9
	直接搬入	(t) 3	2

(3) 収集・運搬体制

収集・運搬体制については、当面の間、表 2-3 に示した体制及び方法を継続します。また、市による定期収集、許可業者による収集・運搬、排出者による直接持込み、排出禁止物の収集・運搬についても、表 4-4、表 4-5、表 4-6 に示す方法等を継続します。ただし、収集・運搬量の見込みや法令改正、社会情勢の変化、制度・施策の変更、市民ニーズへの対応など必要に応じて見直しを行います。

表 4-4 市による定期収集（家庭系ごみ）

ごみの種類及び分別区分	収集回数	収集等の方法
燃やせるごみ	週 2 回	指定袋に収納して集積所に排出されたものを塵芥車により収集します。
燃やせないごみ、有害物	月 1 回	
プラスチック製容器包装	週 1 回	
古紙類	月 2 回	ひもで十字にしぼる、または紙袋に収納し、集積所に排出されたものを塵芥車またはトラックにより収集します。
古布類		ひもで十字にしぼる、または指定袋に収納し、集積所に排出されたものをトラックにより収集します。
あきびん		市が集積所に設置するコンテナ（東郷町域は指定袋）に排出されたものをトラックにより収集します。
ペットボトル		指定袋に収納して集積所に排出されたものを塵芥車により収集します。
缶類		

※指定袋：市規則に規定する指定袋（容量が 15～45L、厚さが 0.025mm 以上の完全透明袋）

表 4-5 許可業者による収集・運搬

ごみの種類	収集等の方法
家庭系ごみ (粗大ごみ・一時多量ごみ)	排出者が許可業者に依頼し収集・運搬するものとします。 分別区分は、表 2-1 と同様とし、収集場所・日時等は排出者と許可業者との協議により指定するものとします。
事業系ごみ（あわせ産廃を含む）	排出者が許可業者に依頼し収集・運搬するものとします。 分別区分は、家庭系ごみと同様とし、収集場所・日時等は排出者と許可業者との協議により指定するものとします。
地域清掃ごみ	排出者が許可業者に依頼し収集・運搬するものとします。 分別区分は、可燃系ごみ・不燃系ごみ・資源物とし、収集場所・日時等は排出者と許可業者との協議により指定するものとします。
イベントごみ	排出者が許可業者に依頼し収集・運搬するものとします。 分別区分は、一般廃棄物は家庭系ごみと同様、廃プラスチック等は産業廃棄物の種類別に分別し、収集場所・日時等は排出者と許可業者との協議により指定するものとします。
側溝汚泥※	排出者が許可業者に依頼し収集・運搬するものとします。 収集場所・日時等は排出者と許可業者との協議により指定するものとします。

※側溝汚泥：道路側溝に堆積した泥状物であって、自治会等が主体となり実施した清掃活動で発生したものに限り、ます。

表 4-6 排出者による直接持込の方法

ごみの種類	収集等の方法
家庭系ごみ (粗大ごみ・一時多量ごみ)	分別区分は、表 2-1 を適用し、中間処理施設が指定する受入日時に持ち込むものとします。
事業系ごみ(あわせ産廃を含む)	分別区分は、家庭系ごみと同様とし、中間処理施設が指定する受入日時に持ち込むものとします。
地域清掃ごみ*	分別区分は、可燃系ごみ・不燃系ごみ・資源物とし、中間処理施設が指定する受入日時に持ち込むものとします。
イベントごみ	分別区分は、一般廃棄物は家庭系ごみと同様、廃プラスチック等は産業廃棄物の種類別に分別し、中間処理施設が指定する受入日時に持ち込むものとします。

※地域清掃ごみ：公共の場所等のボランティア清掃で、実施主体自ら処理施設に持ち込むことが困難な場合に限り、事前協議の上、市が収集・運搬することができるものとします。

排出禁止物については、表 4-7 に示すとおりで、購入した販売店又は処分業許可業者、もしくは専門業者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとします。また、在宅医療廃棄物のうち、表 4-7 に示すものは、処方された医療機関・調剤薬局へ返却するものとします。

表 4-7 排出禁止物の例

ごみの種類	品目の例
家電リサイクル法対象物	冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、エアコン、保冷庫、冷温庫
資源有効利用促進法対象物	小型充電式電池
広域認定制度*対象物	二輪車(バイク)、FRP船、消火器、火薬類、自動車用・二輪車用鉛蓄電池
タイヤ	自動車用タイヤ、二輪車(バイク)用タイヤ
特別管理一般廃棄物*	PCB 使用部品、廃水銀、ばいじん、燃え殻、污泥、感染性廃棄物(廃棄物処理法第2条第3項に規定するもの)
感染性の在宅医療廃棄物	注射針、採血用穿刺針及び翼状針等の鋭利なもの、又は注射筒等の注射針を伴う医療器具
有害性・爆発性・引火性のあるもの (特別管理一般廃棄物を除く)	劇物、毒物、農薬等の有害性のあるもの、プロパンガスボンベ、酸素ボンベ等の爆発性のあるもの、ガソリン、灯油、シンナー、塗料等の引火性のあるもの
フロン類使用製品	スポットクーラー、ウォーターサーバー、除湿器
上記以外のもので、市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせるもの	大型ピアノ、大型機械器具(耕運機等)、耐火金庫(手提げ金庫を除く)、自動車及び二輪車解体部品(タイヤホイール、ドア、バンパー、マフラー等)、家屋等の自己解体に伴う多量の建設廃材(木くず・コンクリートがら等)、多量の事業系一般廃棄物(資源化可能な古紙類、又は木くず類等)等の市が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせるもの

* 用語集参照

2. 中間処理計画

燃やせるごみと焼却系粗大ごみは、清掃センターにおいて焼却処理を行います。

燃やせないごみと破砕系粗大ごみはリサイクルセンターにおいて破砕・選別処理を行い、処理物に含まれる資源化可能なものは資源化を行います。

資源物は、リサイクルセンター及び民間業者において資源化に必要な選別・圧縮等の処理を行います。

これらの施設を運営する広域連合及び民間業者、その他の関係機関とも連携しながら、施策の実施状況に応じた適切な処理体制の維持に努めます。

(1) 中間処理量

目標達成時の中間処理量を表 4-8 に示します。

表 4-8 目標達成時の中間処理量

区分	令和6(2024)年度 (実績値)	令和17(2035)年度 (予測値)
直接焼却量(燃やせるごみ) (t)	15,146	13,198
家庭系 (t)	9,874	8,605
事業系 (t)	5,271	4,593
破砕処理量(燃やせないごみ、粗大ごみ) (t)	1,085	946
家庭系 (t)	1,083	944
事業系 (t)	2	1
資源化処理量(資源物) (t)	2,795	2,436
家庭系 (t)	2,782	2,424
事業系 (t)	13	11

(2) 中間処理施設の整備に関する事項

清掃センターは、2度の大規模な改良工事(平成12(2000)年度～平成13(2001)年度：排ガス高度処理施設更新及び灰固形化処理施設増設、平成22(2010)年度～平成26(2014)年度：廃棄物処理施設基幹的設備改良事業)を実施し、更に令和6(2024)年度から令和8(2026)年度にかけて大規模な改良工事を実施することで、各設備の良好な状態の維持に努めています。しかしながら、令和7(2025)年度時点で供用開始後34年が経過し、施設全体が老朽化していることから、安定したごみ処理継続のためにも、新たなごみ処理施設の整備が緊急かつ重要な課題となっています。

(3) 中間処理体制

ごみの分別区分ごとの処理施設、処理方法、搬出先等については表 4-9 に示します。なお、この体制は、今後の法令改正や制度・施策の変更、リサイクル技術の進歩、施設・処理業者の変更などに応じて適宜見直すものとします。

表 4-9 分別区分ごとの処理施設等

分別区分	処理施設	処理方法	搬出先	
燃やせるごみ 可燃性残さ	清掃センター	焼却	焼却灰・飛灰は最終処分場にて埋立処分	
燃やせないごみ	リサイクルセンター	破碎・選別	不燃性残さは最終処分場にて埋立処分 その他金属(鉄くず等)は金属業者へ	
	使用済蛍光管・乾電池	リサイクルセンター	選別・保管	国内適正処理業者において、無害化・再資源化処理後、金属メーカー等へ
	使用済小型家電	リサイクルセンター	選別・保管	認定事業者において、レアメタル回収・再資源化処理
資源物	プラスチック製容器包装	リサイクルセンター	選別・圧縮・梱包	指定法人から再商品化事業者へ
	古紙類(新聞・折込チラシ、ダンボール、紙パック、雑誌・その他の紙)	民間古紙業者	選別・圧縮・梱包	国内製紙業者
		清掃センター	保管	民間古紙業者
	古布類	リサイクルセンター	RPF(固形燃料)化	ボイラー施設へ
	あきびん(無色、茶色、その他の色)	リサイクルセンター	選別・圧縮・保管	再商品化事業者(ワンウェイびん*) びん業者(リターナブルびん)へ、
	ペットボトル	リサイクルセンター	選別・圧縮・梱包	指定法人から再商品化事業者へ
	缶類	飲料用缶	民間処理業者	選別・圧縮
カセットボンベ・スプレー缶		リサイクルセンター		
粗大ごみ	焼却系	清掃センター	破碎・焼却	焼却灰・飛灰を最終処分場にて埋立処分
	破碎系	リサイクルセンター	破碎・選別	可燃性残さは、清掃センターで焼却処理するものと、リサイクルセンターで固形燃料化するものに分別 不燃性残さは、最終処分場にて埋立処分

■資源化の一例

●「使用済蛍光管」

リサイクルセンターで選別された蛍光管は、専門の工場でもリサイクル・再資源化されます。ガラスと蛍光体は新しい蛍光管に再利用され、蛍光体はレアアースに戻されます。令和6(2024)年度には日向市で回収された使用済蛍光管の合計は273 kgでした。



●「RPF」(固形燃料)

リサイクルセンターで製造される固形燃料(RPF)は、市内で回収された古布類、草木類(剪定・草刈で生じたもの)、木製家具類(粗大ごみ)、及び可燃性残さ(資源物にならないプラスチック類等)を粉碎・混合して作られています。この固形燃料は、工場や温泉施設などのボイラー燃料として使用されています。



*用語集参照

3. 最終処分計画

日向市一般廃棄物最終処分場（第4期埋立地）は、当初平成26（2014）年度に埋立終了を予定していましたが、ごみの減量化・資源化施策の効果や人口減少等の影響により、表2-9で示すとおり、令和6（2024）年度末時点で埋立率70%、残容量38,388m³と大幅な延命効果が得られています。

今後も、ごみの減量化・資源化の推進や焼却灰の有効利用（セメント原料化等）の検討を進め、最終処分場の延命化を図るとともに、埋立終了済みの埋立地を含めた施設の適正な維持管理に努めます。

また、次期最終処分場の確保に向けては、令和13（2031）年度以降の埋立開始に備え、広域連合及び関係機関と連携し、整備事業を推進します。

(1) 最終処分量

目標達成時の最終処分量を表4-10に示します。

表 4-10 目標達成時の最終処分量

区分	令和6（2024）年度 （実績値）	令和17（2035）年度 （予測値）
焼却残さ (t)	1,741	1,517
不燃残さ (t)	297	259
合計 (t)	2,038	1,776

(2) 最終処分場の整備に関する事項

最終処分場（第4期埋立地）では、埋立終了までに4回の堰堤工事を行います。現在、第3堰堤まで完成しており、令和8（2026）年度から第4期堰堤の築造と遮水シートの更新を実施します。

また、浸出水処理施設については、令和9（2027）年度までの5か年計画で主要設備の更新を行い、安定した汚水処理を維持します。

第4節 その他ごみ処理に関し必要な事項

1. 廃棄物減量等推進審議会及びごみ減量化推進員

市民や事業者の意見・要望をできるだけ反映し、ごみの減量化・資源化を円滑かつ適正に進めるため、重要事項については「日向市廃棄物減量等推進審議会」を設置し、推進体制を整備します。

また、自主的な地域コミュニティのリサイクル活動を促進するため、地域の実情に応じて「日向市ごみ減量化推進員」を配置し、活動報告による現状把握や研修会での意見交換などを通じて連携を図ります。

ごみ減量化推進員の研修会



2. 一般廃棄物処理業許可方針

一般廃棄物処理業の許可に関する市の方針について、収集運搬業は既存許可業者の処理能力や実績、本市の一般廃棄物排出量の減少傾向、現行体制での適正処理の確保状況を総合的に勘案し、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、原則として新規許可は行わないものとします。

また、既存の許可業者の更新許可等については、関係法令の遵守状況や処理実績の審査等を行い、安全性と安定性の確保に努めます。

その他の詳細は、各年度のごみ処理実施計画で定めるものとします。

3. 海岸漂着物対策

本市の海岸線は、大部分が日豊海岸国定公園に指定され、美しい景観を形成していますが、台風や集中豪雨などの自然災害時には大量のごみや流木が漂着します。また、ごみの不法投棄やレジャーに伴う放置ごみも確認されています。

市では、市民団体や事業者が自主的に行うビーチクリーンなどの清掃

活動を支援するとともに、海岸線を対象とした環境美化活動「クリーンアップ日向」を毎年実施するなど、美しく恵み豊かな日豊海岸を海岸管理者である宮崎県と連携して良好な景観と環境の保全に取り組んでいきます。

クリーンアップ日向の様子



4. 災害廃棄物対策

震災や風水害など大規模災害発生時における災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を推進するため、「日向市地域防災計画」との整合性を図りながら、「日向市災害廃棄物処理計画」の見直し・改訂を適宜行います。

第5節 計画の進行管理

ごみの減量等の目標達成には、取り組み状況や目標達成度を定期的にチェック・評価し、施策の改善を行うことが重要です。この考えに基づき、本計画ではPlan（計画策定）、Do（施策実施）、Check（評価）、Action（改善・代替案）のPDCAサイクル*を導入し、市民・事業者・行政の協働により継続的な改善を図っていくものとします。

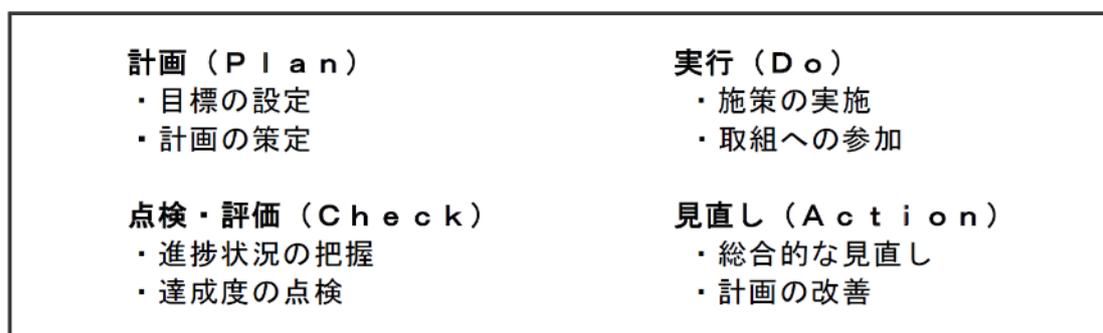
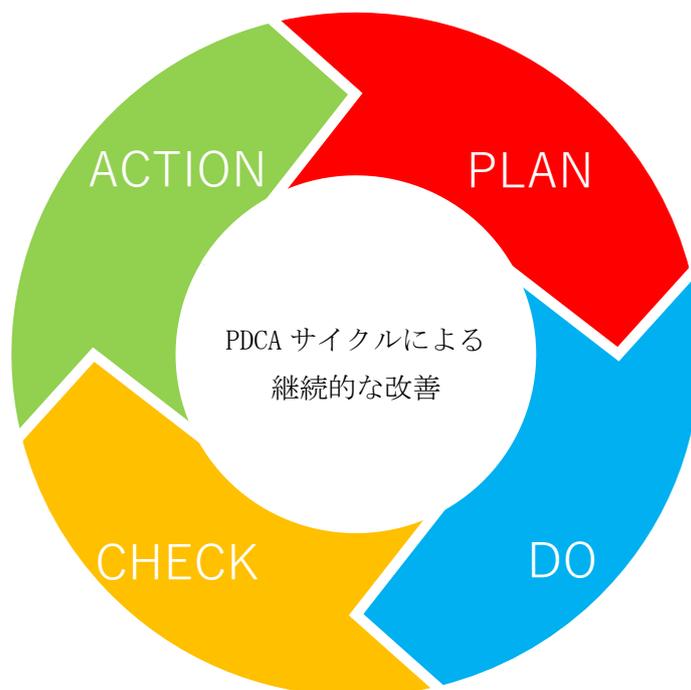


図 4-4 計画の進行管理方法



* 用語集参照

資料編

用語集

語句	説明
【ア行】	
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」と、店舗、事務所、事業所等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」とに分類されます。
温室効果ガス	赤外線を吸収及び再放射する性質のある気体。地表面から放射される赤外線の一部を吸収して大気を暖め、また熱の一部を地表に向けて放射することで、地球を温室のように暖める。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF ₆ ）、三フッ化窒素（NF ₃ ）の7種類を温室効果ガスと定め削減対象としています。
【カ行】	
家電リサイクル法	エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の確保を図ることを目的とした法律。正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」（平成10年法律第97号）。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」にすることを指しており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味します。
環境基本計画	環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めたもの。計画では、重点分野政策プログラムの一つとして、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」が位置付けられています。
環境基本法	環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律。（平成5年法律第91号）
環境への負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。
許可業者	本計画中に記載される許可業者は、「日向市一般廃棄物処理業等許可業者」のことを指しています。一般廃棄物の収集・運搬および中間処理等を事業として行うには、市の許可を得なければなりません。 なお、産業廃棄物の許可等については宮崎県の所管となります。
グリーン購入法	国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的とした法律。正式名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）。

建設リサイクル法	一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートやアスファルト、木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けることにより、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることを目的とした法律。正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）。
広域認定制度	製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造、加工、販売等の事業を行うものが広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する法制度の基本である地方公共団体ごとの許可を不要とする特例制度。
小型家電リサイクル法	デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画にしたがって行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。正式名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24年法律第57号）。
【サ行】	
再生可能エネルギー	石油等の化石エネルギーのように枯渇する心配がなく、温室効果ガスを排出しないエネルギー。太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等があります。
最終処分場	廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分されます。最終処分は埋立が原則とされており、大部分が埋立により処分されています。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び「一般廃棄物最終処分場」（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物。
30・10（さんまる・いちまる）運動	忘年会、新年会などの宴会が始まった最初の30分と最後の10分間は、自席に着いて料理を楽しみ、食べ残しを減らそうという取り組みです。
事業系一般廃棄物（事業系ごみ）	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物。

資源有効利用促進法	①製品の環境配慮設計（軽量化等、解体の容易化等に配慮した設計）、②使用済製品の自主回収・リサイクル、③製造工程で生じる副産物のリデュース・リサイクル（事業所のゼロ・エミッション）といった3Rに関する様々な取り組みを促進することにより、循環経済システムの構築を目的とした法律。正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）。
自動車リサイクル法	自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車在使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残さ）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する等、自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年法律第87号）。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものを適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。
循環型社会形成推進基本計画	循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるもので、第3次計画（平成25年）では、環境保全を前提とした循環型社会の形成を標榜しており、市町村は、地域循環圏の形成等、住民の生活に密着した基礎的自治体としての役割を果たすこと、さらに相互に緊密に連携して協力していくことが求められています。
循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定や、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定した法律。（平成12年法律第110号）
食品リサイクル法	食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的とした法律。正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号）。
食品ロス	本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のこと。家庭で発生する食品ロスは、大きく3つに分類されます。 ①食卓にのぼった食品で、食べ切らずに廃棄されたもの（食べ残し） ②賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの（直接廃棄） ③厚くむき過ぎた野菜の皮など、不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分（過剰除去）
食品ロスの削減	まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取り組み。家庭においては「買すぎない、作りすぎない」ことを意識した消費スタイルが推奨されています。30・10（さんまる・いちまる）運動もその取り組みのひとつです。

食品ロス削減推進法	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律。正式名称は「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）。
ゼロカーボンシティ	2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを旨を首長が公表した地方自治体のこと。日向市は、令和5（2023）年2月に、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行いました。
【タ行】	
ちゅうかいりい 厨芥類	ちゅうかいりい 厨芥類とは、家庭の台所、給食センターや飲食店、青果市場等の事業所から出てくる食べ物の残りや調理くずのこと。
中間処理	廃棄物の最終処分に先立って、廃棄物を減量・減容量化等すること。具体的な方法として、焼却、溶融、破砕、圧縮等があります。
特別管理一般廃棄物	<p>廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性がある等、人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するもの。他の廃棄物と区別しての収集運搬や、特定の方法による処理を義務付ける等、特別な処理基準が適用され、特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分けて政令で指定することとされています。</p> <p>PCB使用部品：廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品 水銀：水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀 ばいじん：ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん はいじん、燃え殻、汚泥：ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng/gを超えて含有するもの 感染性一般廃棄物：医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着している恐れのあるもの</p>
トレンド法	時間の経過に従って変化する現象を、一定の規則性を持つ傾向線として近似的に一次関数、指数関数等によってモデル化し、これを延長することにより、将来の一定期間内における変化の状態を数量的に把握する予測方法。
【ハ行】	
バイオマス	生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

廃棄物処理法	<p>廃棄物の排出抑制及びその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容とします。正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）。</p>
廃棄物処理法基本方針	<p>廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」のこと。</p>
廃棄物処理施設整備計画	<p>廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき、環境大臣が廃棄物処理法基本方針に即して五年ごとに、廃棄物処理施設整備事業に関する計画（目標や概要）を作成し、閣議で決定するもの。現行計画は2023年度から2027年度までの5年間を計画期間とし、令和5年6月30日に閣議決定。</p>
フードバンク	<p>フードバンクとは、まだ食べられるにもかかわらず、さまざまな理由で一般の流通で販売できなくなった食品を寄付していただき、支援を必要とする施設・団体・世帯に無償で提供する活動です。</p>
フードドライブ	<p>フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことです。</p>
プラスチック資源循環促進法	<p>多様な物品に利用されているプラスチックという素材に着目し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取り組みを促進するための措置を講じるべく制定された法律。正式名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）。</p>
PDCAサイクル	<p>Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。</p>
【ヤ行】	
容器包装リサイクル法	<p>容積比で家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物を対象に、資源として有効利用を進め、廃棄物の減量を図ることを目的とした法律。消費者は分別排出、市町村は分別収集、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという役割分担を定めています。正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）。</p>

4 R (ヨンアール)	<p>ごみを減らし、循環型社会を形成するための4つのR(キーワード)です。4つのRとは、次の4つの頭文字をとったものです。</p> <p>①Refuse(リフューズ) : ごみになるものは買わない、断る</p> <p>②Reduce(リデュース) : ごみの量を減らす</p> <p>③Reuse(リユース) : 不要になったものを工夫して再度使う</p> <p>④Recycle(リサイクル) : 資源として再生利用する</p> <p>全国的には3 R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進していますが、宮崎県ではリフューズを加えた4 Rを推進しています。</p>
【ラ行】	
リサイクル	<p>Recycle(再生利用)は4 Rのひとつで、廃棄物等を原材料として再利用することをいいます。なお、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル(例:びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等)、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクル(例:ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等)といいます。</p>
リターナブルびん	<p>洗浄して繰り返し容器として利用されるびんのこと。繰り返し利用することで容器の製造にかかる環境負荷を低減できるため、その価値は見直されつつあります。</p> <p>(例:ビールびん、牛乳びん、酒びん等)</p>
リデュース	<p>Reduceは、英語で「減らす」という意味。4 Rのひとつで、リユース、リサイクルに優先され、例えば、消費者は使い捨て商品よりも詰め替え商品を選ぶことや長持ちする商品を選んで購入すること等で、また、事業者は原材料の効率的な利用や製品の長寿命化等により廃棄物の発生自体を抑制することです。</p>
リフューズ	<p>Refuseは、英語で「断る」という意味。4 Rのひとつで、廃棄物の発生自体を抑制する点ではリデュースと同様ですが、リデュースとの違いは、例えば、買い物をする時に、マイバックを持参してレジ袋を断ることや過剰包装を断ること等、より消費者側が実践する行動という点です。</p>
リユース	<p>Reuse(再使用)は4 Rのひとつで、いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することをいいます。例えば、壊れたものを修理して長く使ったり、不要になったものも工夫して使うことや、リサイクルショップやバザーの活用等が挙げられます。</p>
【ワ行】	
ワンウェイびん	<p>リユース(再使用)を前提としないガラス製のびんのこと。色別に分別された後、砕いてカレットにした上でびんの原料となりますが、リターナブルびんのように原形のまま洗浄して再使用しないことから、リターナブルびんと比較すると環境負荷は大きいとされます。</p>

発日環第328号
令和8年1月15日

日向市廃棄物減量等推進審議会
会長 安藤公一様

日向市長 西村 賢



「日向市ごみ処理基本計画」の策定について（諮問）

平成28年3月に策定されました「日向市ごみ処理基本計画」は、これまでのごみ処理及び資源循環の指標として重要な役割を果たしてまいりました。今年度末で計画期間の満了を迎えることから新たな基本計画の策定が必要となっております。

また、本計画は「第3次日向市環境基本計画」の資源循環分野における実践的な指標として位置づけており、地域全体の持続可能な資源循環社会の構築に向けて重要な役割を担っております。

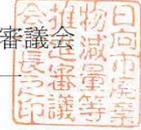
つきましては、新たな「日向市ごみ処理基本計画」の策定にあたり、日向市廃棄物減量等推進審議会へ諮問いたします。

（文書取扱：日向市市民環境部環境政策課）

発日廃審第2号
令和8年3月30日

日向市長 西村 賢 様

日向市廃棄物減量等推進審議会
会長 安藤 公 一



日向市ごみ処理基本計画の策定について（答申）

令和8年1月15日付け発日環第328号で諮問のありました標記の件につきましては、日向市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例第11条の規定に基づき、慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申いたします。

記

第3次日向市ごみ処理基本計画につきましては、ごみ処理の現状や課題を反映した各施策の取り組みや、成果指標の見直しが行われていること、また、持続可能な循環型社会の実現への推進が図られていることから、当審議会におきましては本策定内容が適切であると認めます。

市におかれましては、今後も市民、事業者、行政が一体となった取り組みを推進し、ごみ処理の将来像である「未来につなぐ 循環型の持続可能な 共創のまち ひゅうが」の実現に向けて、引き続き努力されるよう要望します。

(趣旨)

第1条 この規則は、日向市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成18年日向市条例第40号)第11条第6項の規定に基づき、日向市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 商工業団体が推薦する者
- (3) 農林漁業団体が推薦する者
- (4) 公共的団体が推薦する者
- (5) 市民活動団体等が推薦する者
- (6) 行政機関の職員

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者に出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境政策課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第22号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○日向市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 ～一部抜粋～

(日向市廃棄物減量等推進審議会)

第11条 法第5条の7第1項の規定に基づき、減量化、資源化及び一般廃棄物の適正な処理の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議させるため、日向市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、市民、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前5項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

日向市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

任期：令和6年11月12日～令和8年11月11日

	分類	委員名	所属役職名
1	学識経験者	山元 雅彦	日向市小中学校校長会 小学校会長 日向市立富高小学校 校長
2	商工業団体	安藤 公一	日向商工会議所 会頭
3	農林漁業団体	北村 陽	宮崎県農業協同組合 日向支店長
4		神崎 勇輔	日向市漁業協同組合 参事
5	公共団体	黒木 末人	日向市区長公民館長連合会 会長
6		大野 靖文	日向市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長
7	市民活動団体	古賀 弘徳	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会 会長
8	行政機関	宗安 正俊	日向保健所 衛生環境課長
9	公募	鈴木 睦代	
10		黒木 一彦	

事務局

歌津 京子	市民環境部長
渡部 憲二	市民環境部環境政策課長
奥原 孝雄	市民環境部環境政策課長補佐兼資源循環推進係長
東村 光教	市民環境部環境政策課長補佐兼環境政策係長兼環境公害係長
三浦 浩司	市民環境部環境政策課環境政策係
武田 祐輔	市民環境部環境政策課環境政策係
黒田 美里	市民環境部環境政策課環境政策係

第3次日向市ごみ処理基本計画

編集・発行 日向市 市民環境部 環境政策課
〒883-0034
宮崎県日向市大字富高2203番地1
TEL 0982-53-2256
発行年月 令和8（2026）年 3月
